

令和6年12月16日

◎土森委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

(10時7分開会)

◎土森委員長 本日の委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、12月18日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにします。なお補正予算のうち人件費の説明は、部長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承をお願いいたします。

#### 《産業振興推進部》

◎土森委員長 最初に、産業振興推進部についてであります。

部長の総括説明を求めます。

◎合田産業振興推進部長 提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

まず、一般会計の補正予算についてでございます。産業振興土木委員会資料参考資料の2ページ、産業振興推進部補正予算総括表を御覧ください。総額で3,100万円余りの増額補正となっておりますけれども、全て人件費に関するものでございます。補正の主な理由といたしましては、今議会に提出させていただいております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案における給料月額及び勤勉手当の改定、それから人員の増減、職員の新陳代謝等によるものでございます。

次に、条例その他議案について御説明いたします。3ページの目録を御覧ください。第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案におきまして、当部が所管する関係条例、高知県統計調査条例の一部改正でございます。詳細につきましては、後ほど統計分析課長から御説明させていただきます。

最後に各種審議会の審議経過等について御報告いたします。4ページをお願い申し上げます。10月及び11月に高知県関西・高知経済連携強化アドバイザー会議と、高知県産業振興計画フォローアップ委員会を開催いたしました。審議概要につきましては、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎土森委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈統計分析課〉

◎土森委員長 統計分析課の説明を求めます。

◎細木統計分析課長 それでは、条例その他議案の第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案につきまして、御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。今回は、改正刑法の施行を受け、関連する30の県条例を一括して改正しようとするもので、当課が所管します(6)高知県統計調査条例が該当するものです。

詳しい内容につきましては、資料の5ページ、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案についてを御覧ください。資料上段の概要及び1刑法改正の概要にありますように、刑務作業が義務づけられている懲役と、義務づけられていない禁錮を一本化した拘禁刑を創設する改正刑法が、令和7年6月1日に施行されます。この施行によりまして、受刑者の特性に応じた作業や教育を組み合わせた処遇の実施が可能となり、より効果的かつ迅速な改善更生を図ることが期待されているところでございます。

この施行に合わせて、資料下段の2条例改正の概要の新旧対照表にありますように、当課が所管する統計調査条例につきましても、第12条第1項及び第13条のかたり調査や守秘義務違反などに関する罰則規定の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。なお、今回の改正条例の施行日につきましては、改正刑法と同じ令和7年6月1日となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎中根委員 私たちが今まで耳なれた、被告は懲役何年に処するという言い方をしますよね。それが今後は拘禁刑に処することで、その刑の中身、禁錮と懲役の中身が、どこでどんなふうに法廷の場で分かるようになるのですか。

◎細木統計分析課長 そこまでは、把握しておりません。

◎中根委員 これは国ですよ。

◎細木統計分析課長 国の刑法が改正されますので、それに関連する国の法律、また、各都道府県の条例につきましても同様に改正される動きがございます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、統計分析課を終わります。

これで産業振興推進部を終わります。

#### 《観光振興スポーツ部》

◎土森委員長 次に観光振興スポーツ部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて

行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小西観光振興スポーツ部長 観光振興スポーツ部からは、令和6年度一般会計補正予算議案と、高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案の2つについて御審議をお願いいたします。なお、補正予算議案における人件費補正については、私から一括して説明し、各課からの説明は省略させていただきます。

1ページ進みまして2ページ目、追加提案の議案説明書⑥の補正予算の総括表を御覧ください。全て正職員や会計年度任用職員の人件費補正に係るものでございまして、真ん中の補正額の欄の一番下の計にありますとおり、観光振興スポーツ部として2,127万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。人件費補正の主な理由につきましては、職員の新陳代謝や給与額の改定によるものでございます。このほか3件の債務負担行為をお願いしております。内容としましては、引き続きバリアフリー観光相談窓口を設置していくための経費や、今後も寄港が見込まれます外国客船の受入体制充実に向けた経費、そして高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の管理のための経費となっております。

6ページには、あわせまして、高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場につきましては、指定管理の更新の時期であるため公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定管理者として指定するための議案も提出させていただいております。

そのほか報告事項が1件ございます。9月議会でも御報告させていただきました県立スポーツ施設のあり方検討会の進捗状況について御報告をさせていただきます。詳細はそれぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

最後に7ページ、当部が所管します審議会、高知県スポーツ振興県民会議について、資料をおつけしております。

私からは以上でございます。

◎土森委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈観光政策課〉

◎土森委員長 最初に、観光政策課の説明を求めます。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 それでは観光政策課の令和6年度12月補正予算案について御説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。バリアフリー観光相談事業等委託料1,062万1,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

事業の詳細につきまして説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。本委託業務は、誰もが安心して高知県観光を楽しめる受入環境を整備するため、バリアフリー観光に関する相談窓口を設置するものです。

資料左側を御覧ください。バリアフリー観光を推進するために県が実施しております事

業の全体像となります。このうち今回の補正でお願いするのは、赤い枠で囲っております  
バリアフリー観光相談窓口運営事業となります。下に、これまでの成果をまとめておりま  
すが、令和2年6月に相談窓口を設置後、バリアフリー観光に関する相談件数は年々増加  
傾向にあります。

資料右側を御覧ください。今回の補正予算に関する委託業務を3点まとめております。  
まず(1)としまして、バリアフリー観光をはじめとする相談を受ける案内窓口を通年運  
営いたします。また、観光客への防災対策として、障害特性に配慮した防災情報ページの  
内容作成や、窓口を訪れた観光客に対して県防災アプリのダウンロード案内など、必要な  
防災情報を提供いたします。

次に(2)にありますように、各事業者の課題解決を図るため、アドバイザー派遣をす  
るなどの個別支援を行ってまいります。加えて、令和7年度は防災をテーマとしまして、  
各事業者の課題等に応じた検証やアドバイスを行う個別支援も行います。

そして(3)として、人材育成など、地域の受入体制を強化するため、関係者による研  
修会の開催のほか、障害のある方を円滑に避難させるための実践的な防災セミナーを開催  
いたします。これらの取組によりまして、誰もが安心して高知県観光を楽しめるよう受入  
環境の整備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 バリアフリー観光についての窓口の相談件数が年々上がっているのは分か  
りますけれども、これはバリアフリー施設の充足がどんどん高まってきた影響でこうい  
う形になってきているのか。例えば高知に来たらトイレがバリアフリーでなかったのが、バ  
リアフリーになっているとか、電車に乗るときにバリアフリー対応がしっかりできたとか、  
そういうものが充足したから、相談件数がどんどんアップしているのか、その整合性は  
どうでしょうか。

◎小澤観光政策課企画監(おもてなし推進担当)兼おもてなし室長 まず、バリアフリー  
の相談件数が年々増えてきたことですが、これは窓口の周知が一定進んできたこ  
とがございます。

そして先ほど御質問がありました充足率の点についてでございます。こちらにつきまし  
ては、心のバリアフリー認定制度がございまして、これはバリアフリー観光に関して進め  
ていく理解が得られる施設が認定を受けるものでございます。例えば施設がスタッフに関  
して1年に1回以上研修を行っているとか、そういうソフト面のバリアフリー観光を進め  
るものでございます。こうしたバリアフリー観光の認定施設が、現在、県内で28件ござ  
いまして、これが年々進んできていますので、そうしたところからも充足率は一定高まっ  
ていると考えております。

◎橋本委員 充足率が高まるにつれての行政対応ですが、例えばの話、ホテルで障害を持つ方が泊まらなかったのが泊まれるような状況になることに対して、行政はどこまで手を入れているのか。三重県に会派で行ったときに、いろんな形で行政が助成をしてでもバリアフリー観光を進める仕組みを見てきましたが、高知県はそういう形でしっかり対応できているのか、若干疑問なところ。バリアフリー観光は世論の背景を受けて、結構意識が高まってきているのに、それに高知県がついていけているのかどうなのか不安には思っています。どうなんでしょうか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 まず、県がそうした働きかけ、充足率を高めるための取組についてですけれども、拘束力の点でいうと、なかなかこうしてくださいと言えないことがございます。ただ、継続して何度もお願いをしております。例えばMY遊バスでいいますと、昨年、MY遊バスに車椅子の方が乗れるような環境整備ができていない実態があったんですけれども、それについて私どもも働きかけを行いまして、結果、MY遊バスに車椅子が乗れることが実現いたしました。また、私どもで施設に回って、どういったところがバリアがあって、どういったところがバリアフリーなのか現地調査を行ってそれを情報提供しております。そうしたときに施設の方に、例えばここにスロープ1つ架けるだけで、観光客の方が円滑に施設内を回れることができるとか、そういった改善に関するアドバイスもさせていただいている状況でございます。

◎橋本委員 お願いベースでは、基本的には限界もありますので、何かの形でインセンティブを与えて、それをしっかりとバリアフリー観光の振興に寄与させることが私は政策ではないのかなと思っています。だから、高知県としてバリアフリー観光に力を入れるのであるならばですよ。費用対効果で、別にあまり経済的な効果がないよと計算をしているのか分かりませんが、そういう側面とはまた違う側面もバリアフリー観光にはあるので、そういうことを考えたときに何かのインセンティブをしっかりと与えてでも、これを振興することが、県の政策の中で考えられてしかるべきなのかなと思いますがいかがでしょうか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 委員のおっしゃるとおりだと思います。やはりそうしたところを施設の皆様をお願いするに当たっては、何かしらインセンティブの情報提供も非常に大事だと考えております。県の観光振興スポーツ部のそういう施設に関する補助金であったり、あるいは国で例えばホテルなんかバリアフリーをするときに助成金が出る制度もございますので、そうしたインセンティブを活用してバリアフリーの対応をしてくださるよう、今年度も国から講師をお招きして観光事業者を集めまして、そうした制度の補助金の説明会を行いました。そうしたところも今後も引き続き実施していきたいと考えます。

◎中根委員 観光窓口がどこにあるのか。それと、様々な方たちが努力をされてバリアフ

リー化をしていくことは大事で、県外から来られた方たちが車椅子に対応してくれるホテルがだんだん増えてきたことで喜んでいる声は聞いたことがあります。ただ、先ほど来、国の助成金はあっても、それで十分に対応できるのかという点について、どんなふうにお考えか。

あとMY遊バスに車椅子が乗れるようになったのは大変いいことだと思うんですが、本来だったら公共のバスにも車椅子が乗れる形であればいいけれど、どんな形でMY遊バスに車椅子が乗れるようになったのかを教えてください。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 まず1点目の御質問です。バリアフリー観光相談窓口の場所ですけれども、京町商店街にございまして、結構人の流れが多いところにあります。

次に2つ目の御質問であります、国の補助金があったところで実際にどうなのかというところなんですけれども、実際に、そうした心のバリアフリー認定を取ることによって国の助成金なんかも認定されやすくなるメリットを国が設けておりますので、そうした心のバリアフリーの取得促進も行いながら、ホテルの事業者とか、そういったところにバリアフリーの対応をしていただきたいと考えております。

先ほど県外から来たときに、車椅子で泊まれるホテルが増えてきたとありがたいお話がありましたけれども、私どもでバリアフリーの特設サイトを設けております。その特設サイトに例えば車椅子にチェックをしたら県内で車椅子が対応可能なホテル、旅館、観光施設とか、そういうところが出てくるようになっておりますので、そうしたインターネットのウェブサイトも活用して、ぜひ車椅子の方も来ていただきたいと考えております。

そして3つ目のMY遊バスについてなんですけれども、MY遊バスにつきましては、昨年の10月ぐらいから車椅子も可能になっておりまして、これに当たりましては例えば牧野植物園は非常に観光客が多く訪れる場所でございます。ただ、当時は牧野植物園では乗降ができない状況になっておりました。そうしたところで、私どもと公益財団法人高知県観光コンベンション協会と、事業者と一緒に、MY遊バスの停留所でどうしたら安全に車椅子で乗降できるのか検証もいたしまして、結果、牧野植物園も乗降できるようになった経緯がございました。

以上です。

◎中根委員 最後のところ、それは人的に誰かを配置したのですか。どんな努力をして乗降できるようになったのか教えてください。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 人的にはございません。車椅子が乗降するとなると、停留所にどうしても一定のスペースが必要になってきます。そのときにありました停留所のスペースは、車椅子が乗降するには狭く、検証しながら少しずつことによって乗降が可能になったものでございます。

◎中根委員 バリアフリーのバスみたいなものがこれから先作られていかないと、乗降できることにはなっても、一定危険や、介助が必要になることが分かりました。先ほど言った国の予算の獲得の仕方はオーケーなんですけれど、それだけでなく県として事業者たちが頑張っていらっしゃる。でも国の予算、心のバリアフリー化の予算だけでは十分ではないとしたら、県としても何か考えることがあるんじゃないかというあたりはどうでしょうか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 今後検討させていただきたいと思います。

◎田中委員 この左側のこれまでの成果で相談件数が載っています。まず一つはバリアフリー観光もそうですし、実際に窓口に来られている方の県内外とか、あとは国内外の状況を少し教えていただけませんか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 まず県内外の状況なんですけれども、申し訳ないです。県内外のデータがありません。ただ窓口を訪れる方は、感覚的には県外の方が多いだろうと認識をしておりますが、県内外についても今後、データを取れるかどうかを研究していきます。あと、国内外ですが、現在、窓口を訪れている件数の中で、インバウンド、外国人の方は35%を占めておりまして、年々かなりの幅で増加をしていっている状況でございます。

◎田中委員 場所柄、京町ですので、今特にいろんなクルーズも含めて来られていると思っています。そんな中で言語の部分も対応が十分なのかなと感じていました。そこら辺はいかがですか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 最近、客船対応でお客様がたくさんおいでしていることがございますので、一般的によく聞かれることは、あらかじめマニュアルを作って各国の言葉で対応しているようです。また翻訳機能のアプリも使いまして、英語、韓国語、中国語にも対応できるようにやっているとお聞きしております。

◎田中委員 バリアフリー観光以外での相談が、全体的に占める割合が多いんですけど、これは具体的にどういうことがあるんですか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 バリアフリー観光以外では単純に観光案内です。それこそインバウンドの方がちょうどバスから降りて立ち寄る通り沿いにあるので、例えば高知城はどこ、どう行ったらいいのかとか、そういった通常の案内、相談があるとお聞きしております。

◎田中委員 バリアフリー観光以外でも御対応されているってことなんですよ。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 もちろん、やっております。

◎田中委員 場所的に先ほども申し上げましたが、京町の入り口、東から入ってきたところのすぐだと思います。そういった部分でバリアフリー観光だけではなくて、特にインバウンドも多くなってきましたので、幅広い意味で観光案内の役割を担っていただいているところも、逆に出してもいいのかなと感じました。

◎明神委員 令和2年からバリアフリー観光に取り組んでおり、これまでの成果として3点ほど載っておりますけれども、もう1点。高齢者や障害者の皆さんにアンケートを採った結果などによって、満足度が年々上がってきているような成果は押さえておりますか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 窓口でアンケートもお願いしているんですが、やはり皆さん観光を楽しみたい気持ちが強いのか、なかなかアンケートに回答いただけていない実態があります。一方、窓口が非常に丁寧に対応してくださってまして、対応に当たった方からはお礼のメール、電話、お手紙が届いているとお聞きしております。

◎依光副委員長 先ほど心のバリアフリー認定を受けているところが28施設と言われました。その中に宿泊施設はどれだけありますか。すごく心配するのは長野県へ行ったときに、バリアフリー観光を推進することで、県も支援してホテルのお風呂に障害があっても車椅子でも入れるとか、何がしか対応している施設が増えて、ほとんどのところへ泊まれますと聞かせてもらったんです。高知県としてはどうなのかお聞かせください。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 心のバリアフリーの件数でございます。宿泊施設が28件中17件でございます。今言われた例えばお風呂の付添いですとか、そういうところはトラベルヘルパーになろうかと思います。こうしたところが、まだ県内で普及していないこともございまして、今年度私どもがモニターツアーを実施し、トラベルヘルパーにもそのツアーに入らせていただいて、実際に今回、聴覚障害のお母様と2歳と5歳の子供とおばあさんの4人家族でおいでいただきました。今後はこうしたトラベルヘルパーの活用についても、ウェブで発信をしていって普及していきたいと思っております。

◎依光副委員長 相談窓口の車椅子等の貸出しで、等がついているけれど、以前オーテピアで段差、坂道をJ I N R I K Iを使うお話がありましたよね。防災の対策としても大事だけれど、観光にもすごくいいって思ったんですが、こういう貸出しをやっているんですか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 J I N R I K Iも貸出しをしております。

◎依光副委員長 その貸出し状況と、こういう便利な道具があることを、宿泊施設であったり、いろんな観光業者、施設に周知はどのようになさっていますか。

◎小澤観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 まずJ I N R I K I



の件数ですが、申し訳ございません、今手元にデータがないんですけれども、一定、貸出しは窓口でやっております。あと、J I N R I K I の周知なんですけれども、例えば現地調査を年間に15施設回っております。その現地調査のときに、J I N R I K I の説明も一緒にさせていただきまして、非常にメリットがあることを施設の皆様にも理解いただいております。このほかセミナーのときにも、J I N R I K I を会場の後方に車椅子をつなげた状態で置いて、実際に引っ張って牽引をするところを参加者の方に見ていただいたりとか。あとは先ほども申しましたモニターツアーでも、J I N R I K I を活用して、高知城とかで実際に活用して、そうしたところをウェブでも発信して普及を図っていきたいと考えております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、観光政策課を終わります。

#### 〈国際観光課〉

◎土森委員長 次に国際観光課の説明を求めます。

◎山本国際観光課長 それでは国際観光課の12月補正予算案について御説明させていただきます。資料の1ページでございます。客船受入等業務委託料3,703万1,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

事業の詳細につきまして説明させていただきます。2ページでございます。本委託業務は、外国クルーズ船乗客の受入態勢の充実を図り、高知旅の満足度を高めることで、外国クルーズ船のさらなる誘致と、高知へのリピーターの確保につなげるために実施するものでございます。

資料右側のグラフにお示ししておりますように、現在のところ今年度も昨年度と同じ53隻の寄港が予定されており、このうち39隻がこれまでに寄港しております。来年度はさらに多くの84隻の寄港が見込まれております。

委託業務の内容は資料左側を御覧ください。白の枠囲みの1つ目①市街地受入業務は、臨時観光案内所をはりまや橋観光バスターミナルに設置し、高知新港と高知市中心市街地の間を往復するシャトルバスの利用者などを対象に通訳スタッフによる観光案内や、パンフレットの配布等を行うものでございます。なお、乗客定員が1,000名以下の17隻については、乗客が少なくツアーのみであること、またはシャトルバスの乗客も非常に少ないことから案内所は設置しない予定としております。また、2隻が同時に寄港する日が4日ありますので、実際に設置する回数の63回で予算計上をしております。

その下の②渋滞対策業務は、乗客やツアーバスの台数が多い客船の場合に、高知城周辺の渋滞対策を実施するものです。具体的には、高知公園駐車場などでのツアーバス受入れに当たっての安全対策として、誘導警備員や通訳スタッフの配置等を行うものです。来年度は5回を見込んでおります。

この2つの業務を一括して事業者に委託して実施いたします。高知新港岸壁での受入対応を行う土木部や、高知市商店街、関係機関と連携いたしまして、乗客へのおもてなしの充実と、市街地で安心して観光できる体制整備を図ってまいります。

説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 県内の周遊について、東は室戸があるんですけど、西は限界があるんですか。

◎山本国際観光課長 クルーズ船ですので時間が限られるところで、これまで西にはあまり行けてなかったんですけども、今月から宿毛に客船の寄港が始まっております、宿毛からオプションツアーで、西のツアーも出てきているところです。

◎橋本委員 西まで行くと遠いので、時間がかかってしまうとの話でした。オプションツアーの考え方なんですけれども、例えばヘリコプターで、西まで飛ぶことが可能なのではないか。お金持ちがいっぱい乗っちゃうがじゃないかと思うんですよ。そうすると港から、そのまま飛ばせば1時間足らずで行けるんじゃないですか。そういうことはできないですか。

◎山本国際観光課長 クルーズ船ではないですけども、ヘリコプターでの富裕層向けのツアーとかコンテンツができないかと、今年度も、実証ツアーみたいな形で、実際やっているところです。事前に場所の確保、ヘリコプターの手配、そういったことが必要になってきてまして、高知県は天候も結構変わりやすかったりするところがありまして、実際できるかどうか難しいところもあります。船の中でツアーを販売することがほとんどですので、そうなるに難しい部分もあるのかなと思っているんですけども、何とかできないか探っているところです。

◎橋本委員 ぜひよろしくお願いを申し上げ、努力をしていただければありがたいと思います。

◎樋口委員 新聞にも載っているように、高知東部自動車道が大分延伸しまして、時間も相当短縮できるんですが、そこらあたりであちらへの足伸ばしとか、濃密さはどう考えていますか。

◎山本国際観光課長 実際、私たちも西部も東部も、いろんなところに行っていただきたい気持ちがありますので、船会社、そのツアーをつくっている旅行会社とか、そういった方をモニターツアーにお呼びして、来月も東部とか西部をしっかりと見ていただいてツアーに組み込んでいただけるようしているところです。

◎樋口委員 私が聞いたのは時間が短縮できるからどうするか。それは総論的な話ですよ。

◎山本国際観光課長 時間が短縮されますと、ツアーの行ける場所も増えてくると思いますので、そういったところもしっかりPRして、ツアーに組み込んでいただけるように提

案をしていきたいと思っているところです。

◎上治委員 今回、外国から来られる、いわゆるクルーズ船を利用する方は、そこそこお金を使うと思うんですけど、市街地での消費額を見たら、1人当たりが1万円程度で、買物もそのうちの6,500円ぐらいになっていて、あまり使っていないイメージを持ちます。例えば高知へ来てどんなものを買っているんですか。

◎山本国際観光課長 一般的なお菓子なんかもありますけれども、免税店の情報として上がってくる中では、例えばサンゴ、時計、靴、洋服、そういった高額なものも購入されていると感じています。

◎上治委員 今出たようなサンゴであるとかを、日本で買っていこうというのはあるかも分からないですけど。高知ならではのものを、例えばバスターミナルの案内所のところに見本を置くとか、何かやりゆうと思うんですけど、消費金額が少ないのが、これだったらいかんじゃないのかと思うので、せっかく高知へ来ていただいたらお金を落とさせていただくように。年間でのどのぐらいの高知県で経済効果がありますか。

◎山本国際観光課長 土木部で経済効果を積算していただいているんですけども、それでいいますと12億円の経済効果を見込んでいるところです。計上した経費の5倍以上の効果はあっていると、また港湾の利用収入もありますので、一定大きな経済の発展に寄与していると思っていますところです。

◎田中委員 以前もお聞きしたかもしれませんが、いわゆるオプションツアーとか、降りる方と降りない方の割合の変化を教えてくださいませんか。

◎山本国際観光課長 まず、オプションツアーの参加者が、大体40%から45%ぐらい、またシャトルバスで市街地に来られる方が40%から大体45%で、全体の85%ぐらいの方が降りられていることになります。

◎田中委員 せっかくなんで、高知県としては、極力多くの方に参加していただきたい、降りていただきたいと思います。もう一つはその滞在時間、停泊です。寄港していただいて、時間を延ばす対策も大事になってくると思うんです。そういうのは船会社との話になると思うんですけど、国際観光課でいいんですか。

◎山本国際観光課長 実際、船会社にアプローチをしているのは土木部になります。ただ、一緒にツアーの内容、中身は話をしていますので、その中で少しでも長く滞在していただけるようにアプローチをしていきたいと思っています。

◎田中委員 先ほども申し上げましたように、乗降していただける、参加をしていただける方の増加と、また滞在時間の延長に向けても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、国際観光課を終わります。

## 〈スポーツ課〉

◎土森委員長 次にスポーツ課の説明を求めます。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 それでは補正予算について御説明いたします。1ページをお願いいたします。スポーツ課が所管をしております、県民体育館、武道館及び弓道場につきましては、指定管理者による指定管理を行っておりますが、今年度末をもって指定期間が満了するため、令和7年4月1日から次期5年間の管理運営委託料の限度額6億9,875万6,000円に係る債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第16号議案でございますが、これは先ほど申し上げました3施設の指定管理者に、公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定することにつきまして、お諮りするものでございます。

詳細につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきますので、3ページをお願いいたします。

まず、1指定管理者の現状と次期指定についてでございますが、この3施設につきましては公募により指定管理者を選定し、令和7年度から11年度まで公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に2次期指定の経緯についてでございますが、令和6年9月6日から11月5日にかけて指定管理者の募集を行いました。公募につきましてはホームページや高知県公報への掲載などによりまして周知したところですが、応募者は公益財団法人高知県スポーツ振興財団の1団体のみでございました。11月15日に指定管理者選定審査委員会を開催をいたしまして、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、5人の選定審査委員による審査の結果、次期指定管理者の候補者としまして、公益財団法人高知県スポーツ振興財団が選定されました。

次に3指定管理者の推移でございますけれども、県民体育館及び武道館につきましては、第1期から第3期までは3年ごとに、また、第4期からは弓道場を加えて5年ごとに公募を行いました。各期間とも公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定しております。

補正予算の説明は以上でございます。

以上で、スポーツ課からの説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 スポーツ施設のあり方検討会に関わるのかも分からないですけど、教えてほしいのは今回指定管理をする施設は、築何年経過しておるか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 県民体育館につきましては、昭和48年に整備をいたしましたので、今年で51年目を迎えております。武道館につきましては、昭和54年に設置をいたしましたので、45年目を迎えております。弓道場につきましては、平成25年に設置をしておりますので、現在11年目となっております。

◎上治委員 県民体育館の利用実績が下がってきているのは、今言うように築51年も来て、利用者が利用しづらい、あるいは利用しやすい環境ではないんで、利用者が減ってきているのか。他の施設から比べたら、その減りがすごい多いんで、そういうことなのか。もう一点聞きたいのは利用料。指定管理をする方々の福利厚生などをしっかりしていこうと、一定、利用者の皆様にも負担してもらおうと、ほかの県の施設である公園、動物園では、利用料金について検討していつているんですが、この施設についてはどうなんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 まず利用者数の推移でございますけれども、県民体育館につきましては施設の築年数、老朽化に伴う減よりも、コロナの影響が大きいと思っております。コロナ禍前に比べますと随分利用者数は回復傾向にはありますけれども、コロナ禍前の、前指定管理期間の5年間の平均と比較しますと、8割ぐらいの利用人数に戻ってきておりますが少ない状況でございます。一方で武道館、弓道場につきましては、コロナ禍以前に比べると、大体同数、弓道場につきましてはコロナ禍前の数値よりも多く利用者が増えている状況にもあります。武道館、県民体育館へのコロナの影響の詳細までは分析しておりませんが、一定幅広くいろんな方が利用される県民体育館に、まだコロナの影響が若干残っているのかなというところですが、年々回復傾向にはございます。

一方、利用料につきましては、特に県民体育館は非常に安価な利用料金の設定になっておりますけれども、現状、県では利用料金の見直しまでは検討していません。今後に向けて、他の施設の状況、また社会情勢なども踏まえて、どのような設定がいいのかについては、県としても検討していきたいと思っております。

◎依光副委員長 利用料、利用者数ですが、武道館や弓道場が増えているのはいいことだけれど、心配するのは、有料の利用者数と減免の利用者数が、最近は逆転現象が起きていると聞いています。まだまだそういうことは予想されますよね。そうしたときに、管理者は皆さんが少しでもいい環境でできるようにと、環境整備に力を入れたりサービスを一生懸命やってくださったりするだろうと思うけれど、逆転現象があって、それが続いてくると意欲にもつながってくる。もう一点は物価高騰になって人件費やいろんな見直しをしていかないといけないときに、今回の新たな契約では、そういうことも加味されての委託料になっているのでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 管理代行料につきましては、人件費または管理運営費について、令和5年度と令和6年度の状況を踏まえて積算をした金額で設定しております。なお今後、光熱水費の高騰とか、人件費の高騰などによって変化が出てきましたら、令和8年度以降、契約の2年目以降につきましては、社会的情勢なども踏まえて指定管理者と協議をした上で、必要であれば上乘せも検討することにしております。あと、利用者につきましては、おっしゃるとおり減免の対象になる方の利用は、非常に増えてきている状況ではございます。ただ先ほど利用者数を前の5年間の平均と比べると8割程度と説明い

たしましたが、利用料収入につきましては、前の5年間に比べますと105%程度になっておりまして、利用料収入は若干増えている状況もあります。細かい分析まではできておりませんが、ただ減免の対象になる方の増加は、今後も予想されるところですので、そうした状況もしっかり踏まえて指定管理者と協議しながら検討していきたいと思っております。

◎**依光副委員長** ぜひ、ずっと見守りながら検討していただきたいと思っております。令和5年度、令和6年度の人件費とか、いろいろ加味してと言うけれど、令和6年度の秋頃から人件費が高騰になっているので、その辺もしっかりと見直しをしていただきたいと思っております。スポーツをすることは健康維持にもなるし、高知県の健康を守るためにもとても大事だと思いますので、引き続きお願いいたします。

◎**土森委員長** 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

これで観光振興スポーツ部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎**土森委員長** 続いて観光振興スポーツ部から1件の報告を行いたい旨の申出がおりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈スポーツ課〉

◎**土森委員長** 「県立スポーツ施設のあり方検討会」の進捗状況について、スポーツ課の説明を引き続きよろしくお願いいたします。

◎**三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長** 県立スポーツ施設のあり方検討会の進捗状況について御報告させていただきますので、報告事項資料の2ページをお願いいたします。9月議会終了後、10月18日に第3回の検討会を開催いたしまして、先進地の視察の報告、整備に関する基本的な考え方の検討、新施設の候補地・機能・規模の検討を行ったところでございます。

資料の右側に、第3回検討会における確認内容について記載をしております。まず1基本方針策定に向けた重点ポイントにつきまして、大きく3つございます。1つ目のスポーツ×エンタメといたしまして、全国規模の競技大会やプロスポーツの試合、コンサートなど県内外から若者や子育て世代が集い楽しめる空間をつくることに加えまして、全県規模の競技大会などの主たる施設として整備する必要があることを確認いたしました。2つ目のスポーツ×防災としまして、災害発生時において施設利用者の一時避難が可能な施設として整備する必要があることを確認いたしました。3つ目の同種施設との役割の明確化としまして、周辺の同種施設の状況を踏まえまして、県立のスポーツ施設として優先的に整備する機能・規模などを整理し、実情に即した施設の整備が必要であることを確認いたしました。

2 新施設の機能・規模につきましては、必要なフロア面積を確保するとともに、大規模大会やプロスポーツ、多分野のイベント開催が可能なアリーナ機能を整備することや、フロアをはじめ附帯設備などに多様な活用を想定した機能を整備することに加えまして、災害時の避難を想定した整備や、誰もが自由に集える憩いのエリアをつくることが望ましいことについて確認がなされました。

3 整備候補地につきましては、交通アクセスの利便性を生かしまして県民体育館の現有地に整備することが望ましいことを確認いたしました。

今後のスケジュールとしましては資料左側に記載していますように、年内に4回目の検討会を行いまして整備に関する基本的な考え方をまとめ、新施設の望ましい機能・規模・候補地について整理する予定でございます。

以上で、スポーツ課からの説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今回の県民体育館、先ほど言った築50年を超えてこれは何とかせないかんと、先ほど出た例えば全国規模の大会、あるいはコンサートを、多角的にやっていくとなったら、どれくらいの収容人員を想定してやっていくのか。というのは、今の現有地の面積だけで検討会で出ていることが十分に対応できるのか。あるいは、隣が高知市の旧消防署の跡地がある話も聞いておりますので、それを踏まえていければ、十分対応できていける話にしておるのか。せっかくこれぐらいのものをやっていくとなったら、面積がもう足りん、何でとまらないためにも様々な角度から検討していただきたいんで、そういうところを教えてくださいませんか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 おっしゃるとおり、施設の現有地の面積につきましては、大規模施設、今の施設以上の規模を造るとなると少し少ないことと、あと利用者からも非常に要望を頂いております駐車場の台数の確保、ここにつきましても現施設は82台の施設なんですけれども、それを考えますと、今の敷地だけでは少し厳しい状況はございます。高知市南消防署の跡地の活用なども含めて、若干、敷地の確保は必要になってこようとは思いますが、そうしたものも活用させていただくことが可能であれば、全国規模の大会またはコンサートなどを開催できる収容人数の規模をクリアする施設は、十分整備することが可能ではないかと考えております。もちろん法的なものを含めて、実際にどれだけの施設を整備することができるのかにつきましては、今後より精緻に確認をしていかなければいけないと思いますけれども、現状では4,000人、5,000人規模の施設を整備することは可能ではないかと思込んでおります。

◎上治委員 協議をしていく中で、先ほど私も全国規模の例えばコンサートであれ、いろんな大会をするにはやっぱり5,000人、これが最低の条件とよく聞いている話なんで、それ以上にせないかん。駐車場のことも検討はしていかないかんと思うんですけれど、今回、

なぜ今のところがいいかといったら、ここへ書いてある交通アクセスの利便性がいいと。公共施設を十分に利用させながらとなったら、もちろん駐車場が要るんですが、それにとられすぎて肝腎な施設本体がしんどくなると、もともとの成果を出すことができないと思うんで、再整備についてはいろんな検討をされると思うんですが、駐車場は必要なことは間違いないけれど、それが大きくならないように私はお願いしたいと思っています。それで同じ駐車場について、これは県立スポーツ施設のあり方検討会で県民体育館になっているんですけど、駐車場に限ったら、高知ユナイテッドスポーツクラブがJ3になったんで、春野総合運動公園の駐車場をそこはしっかりしないと、大変なことになるなど。私は昨日、おとといと春野へ様々な大会があつて行ったんですけど、これでよく駐車場で接触事故がないなというくらいはみ出ても止めている状況を考えると、周辺にも買ったら整備できそうなところがあるとは用地のことなんでしょうが、そちらは駐車場を中心として考えていかなければならないのかな。県民体育館は駐車場より公共施設をいかに使わせていくか、人の流れも考えつつ整備の検討をしていくようお願いしたい。部長その辺はどうですか。

◎小西観光振興スポーツ部長 おっしゃるとおり春野総合運動公園の駐車場が不足ぎみでございます。特に大会が開催される土曜日とか日曜日については、一定いっぱいになっている状況がございます。来年、J3にもチームが誕生いたします。J3チームの観客数の平均が3,000人とお聞きしておりますので、3,000人がスムーズに行き来できるような環境をつくっていかねばいけないと考えています。そのために委員がおっしゃいましたように、近隣の事業者の皆さんに駐車場をお借りできないか、今球団に頼みながら一緒になって当たっているところでございます。

◎中根委員 県民体育館の現有地の底地は、県ではなくて高知市ではないか。その点で今後も現有地に整備をすることになれば、高知市との協議なども必要になると思うんです。その点はいかですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 高知市とは、当然、底地の引き続きの活用について関係担当課と連携して話も進めているところです。この検討会には高知市の所管部署の方にも委員として入っていただいておりますので、高知市との連携、いろんな調整につきましては現在も行っているところです。今後も先ほどお話も出ました南消防署の跡地の活用なども含めて、当然、細かい調整、確認を踏まえた上で進めなければいけないと思っております。

◎中根委員 細かい調整はもちろん必要だと思うんですけども、これから先も県営施設として建て替えをしていくことになれば、高知市の土地を買い上げるとか。今の段階だったら借地料を払っているんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 無償でお借りしている状況です。



◎中根委員 そのあたりをしっかりと、これから先まだ50年100年続くとなれば、今きちんとした協議が必要かなと思いました。

◎田中委員 今回、3回目の検討会で現有地に整備する方針が決まったことで、先ほどの上治委員の話じゃないですけど、高知ユナイテッドスポーツクラブがJ3に昇格したこともあって、春野総合運動公園内の他のところの調整もこれから必要になってくると思います。そんなことと併せて県立南高等学校の跡地ですよ。あそこは教育委員会の所管なのかもしれませんが、そういった部分も含めて県立スポーツ施設のあり方検討会なので、この県民体育館だけの整備で閉じるのではなく、何か県全体のスポーツ施設の在り方、全体的な議論をする。これは所管がどこになるか分かりませんが、そういうこともしたらいいんじゃないかなと思っています。現時点でのこのあり方検討会の今後の進め方はどんなふうになっているんですか。

◎小西観光振興スポーツ部長 このあり方検討会は、第4回で一定区切りをつけていきたいと考えております。委員の御指摘のとおり、県立南高等学校の跡地の活用につきましては、現在、総合企画部を中心に庁内に副部長クラスでPTを立ち上げて活用について検討を深めていこうと、教育委員会、観光振興スポーツ部、それから総務部も入った中で議論を開始をしたところでございます。

◎樋口委員 現有地が望ましいとの表現になっているんですが、望ましいということはほぼ決まると思うんですけど、私は個人的にはやるべきだったら思い切って大胆にやったほうがましだと思います。私は個人的には県立南中・高等学校跡のほうが長い将来を考えればいいと思います。もう一つ、スポーツ施設になっていますので、先ほど上治委員も言ったように、エンターテイメントがコストが合うようなことも考えてほしい。

それからもう一つ、これは突飛なことかも知れませんが、国の予算で南海トラフ地震の関連予算が結構ありますよね。県立スポーツ施設と表現した場合は、国の予算規模が大分少なくなると思うんですが、南海地震避難施設じゃないけど、そのような何十億円単位の国の予算が取れるような方法で攻めていくのもコストダウンになるんじゃないでしょうか。もっと研究してみんと分かんないけど。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 整備の候補地につきましては、現状では望ましいということで、最終決定がなされているわけでは決してないです。そういった御意見もあると検討会の中でもお話もさせていただきたいと思います。財源につきましては、総務部ともいろいろと相談をしながら、より優位な公的債などを、どのように活用できるのかも踏まえて、今後詰めていくところだと考えております。

◎樋口委員 私が県立南中・高等学校跡が望ましいというのは、この2つの中だったらどちらかという意味ですよ。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

これで観光振興スポーツ部を終わります。

### 《土木部》

◎土森委員長 次に土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。

なお、刑法の一部改正に伴う条例改正に係る議案である第5号議案については、部長が一括して説明した後、質疑を行い、各課長の説明は省略したいと思います。

また、その他の部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎横地土木部長 それでは12月議会に提出しております土木部の議案について説明いたします。資料の2ページ目を御覧ください。令和6年度12月補正予算における一般会計の総括表でございます。表の左から3列目の補正見込額の最下段にありますように、総額255億4,438万5,000円の増額をお願いしております。

次に3ページ目を御覧ください。特別会計の総括表でございます。港湾整備事業におきまして、人件費補正として28万6,000円の増額をお願いするものです。

4ページ目を御覧ください。流域下水道事業会計の総括表でございます。国の経済対策補正に伴いまして増額をお願いするものであります。資本的予算といたしまして、国庫補助金や企業債、流域下水道関係3市の負担金の下、高須浄化センターにおける汚泥搬出設備の改築などを行うために3,878万5,000円の増額をお願いするものであります。

5ページ目を御覧ください。令和6年度12月補正予算（案）の概要といたしまして、土木部の補正予算の主な内容をまとめております。まず左側、1公共施設のインフラ整備の加速では、国の経済対策補正に伴いまして252億4,008万5,000円の増額をお願いするものであります。続きまして右側ですが、本年度当初予算の国費内示差に伴う補正といたしまして3億1,963万5,000円の増額をお願いするものです。

これらの予算を最大限活用し、四国8の字ネットワークの整備や、浦戸湾の三重防護をはじめとした地震・津波対策など、県土の強靱化を一層加速させてまいります。また、流域下水道事業会計につきましても、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

2災害への対応では、本年8月の台風10号等により海岸に漂着した流木等の撤去に要する費用といたしまして1,890万円の増額をお願いするものです。

3外国船の受入では、高知港におけるクルーズ船の寄港増に伴い、客船寄港時の歓迎行事の開催や、臨時観光案内所の設置などに係る費用といたしまして651万5,000円の増額をお願いするものです。

6ページ目を御覧ください。左上、4県立スポーツ施設の予約等システム改修では、春

野総合運動公園の利用料改定に伴い、予約等のシステム改修を実施する費用といたしまして、46万2,000円の増額をお願いするものであります。

5 人件費の補正につきましては、土木政策課など11課におきまして4,121万2,000円の減額をお願いするものです。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものでございます。人件費につきましては、私からの説明をもって各担当課長からの説明は省略させていただきます。

6 債務負担行為を活用した工事発注では、公共工事におけます「施工時期の平準化」等を目的に、ゼロ県債などの債務負担行為を活用した工事発注を実施する費用といたしまして39億9,380万円を限度額といたします債務負担行為をお願いするものであります。

その右、7 指定管理者への県有施設の管理運営委託では、指定管理者による運営管理を行う県有施設につきまして、令和7年度以降の管理運営委託料として12億7,662万4,000円を限度額といたします債務負担行為をお願いするものであります。

8 外国船の受入では、令和7年度の高知港及び宿毛湾港へのクルーズ船寄港時に、観光案内やシャトルバス運行のほか、国際船舶・港湾保安法に基づきます保安対策等を実施するもので2億168万3,000円を限度額といたします債務負担行為をお願いするものであります。

7 ページ目を御覧ください。令和6年度の繰越明許費の追加と変更につきまして説明をいたします。通常補正分と国の経済対策補正に伴います追加補正分、それぞれで説明をいたします。まず、通常補正分を説明いたします。第2表、繰越明許費補正の左側の中段、12款土木費の金額欄にあります16億7,219万4,000円につきまして、今議会で追加の議決をお願いするものであります。

8 ページ目を御覧ください。中段の12款土木費の金額欄にありますように、9月に承認いただきました繰越しと合わせて、補正後322億8,881万9,000円につきまして、今議会で変更の議決をお願いするものであります。これらは河川や道路、港湾などの事業におきまして、計画調整や用地交渉などに日数を要し、工期を考慮いたしますと、完成が令和7年度になることが見込まれるものであります。

9 ページ目を御覧ください。追加補正分を説明いたします。第2表繰越明許費補正の右側の上段、12款土木費の金額欄にあります6億2,663万円について、今議会で追加の議決をお願いするものであります。

10 ページ目を御覧ください。最下段の12款土木費の金額欄にありますように、9月に承認いただいた繰越しと合わせまして、補正後555億3,493万2,000円について、今議会で変更の議決をお願いするものであります。これらは国の経済対策補正に対応したもので、工期

を考慮いたしますと、完成が令和7年度になることが見込まれるものであります。

11ページを御覧ください。条例その他議案の目録となります。ここで土木部がお諮りするの、条例議案といたしまして第5号及び第10号の2件、その他議案といたしまして、第19号から22号までの4件、次に12ページの24号から26号までの3件の合計9件であります。

このうち、条例議案第5号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案については、複数所属に関連するものであるため、私からまとめて説明をいたします。13ページ目を御覧ください。今回の条例改正は、資料上段の概要にありますように、刑法における懲役及び禁錮刑を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする法改正が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の懲役、禁錮に係る規定箇所を拘禁刑に改めるなどの所要の整理をしようとするものです。この拘禁刑の創設の概要につきましては、資料中段の1 刑法改正の概要に記載のとおりであります。この刑法改正に伴い、資料下段の2 条例改正の概要にあるように、土木部におきましては4本の条例改正が必要となります。具体的に例を申し上げますと、資料下段にお示ししております、高知県屋外広告物条例では知事の登録を受けないまま屋外広告業を営んだり、不正の手段により知事の登録を受け屋外広告業を営んだ者等に対する罰則規定に、懲役と規定しているところを拘禁刑に改めようとするものです。そのほか3本の条例につきましても、同様の整理をするものです。また、いずれも刑法改正の施行の日と同日の令和7年6月1日から施行することとしております。

以上が今回の条例改正の概要となっております。そのほか各議案の詳細は後ほど担当課長から説明をいたします。

最後に報告事項といたしまして、土木政策課から2件の報告がございます。詳細は後ほど担当課長から説明をいたします。

以上で、私からの総括説明とさせていただきます。

◎土森委員長 それでは先ほど部長から説明のありました第5号議案について質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 以上で、第5号議案の質疑を終わります。

続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈土木政策課〉

◎土森委員長 最初に土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 当課から契約変更議案1件について御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。第25号議案国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。

2 ページを御覧ください。こちらの資料で御説明をさせていただきます。1 位置図に記載しております高岡郡佐川町丙川内ヶ谷から須崎市吾桑までの佐川吾桑バイパスのうち、今回の議案の施工場所は赤い線で示しております野瀧トンネル延長296メートルでございます。

2 工事概要の事業内容に記載しておりますとおり、当バイパスは幅員狭小及び線形不良の解消を図るとともに、一般国道33号と56号を結び、高知自動車道須崎東インターへのアクセス強化などを目的としまして、平成9年から着手をしております。野瀧トンネル工事は、令和4年12月21日に、大旺新洋・田邊・杉本特定建設工事共同企業体と契約を締結しまして、令和7年3月31日を完成期限として工事を進めているところでございます。

変更内容の欄を御覧ください。今回の変更点は2点ございます。1点目は、当初の想定より地質が脆弱であったことから、掘削断面の安定を図るため強度の高い支保工へ変更すること。また、掘削作業時の安全を確保するための補助工法としまして、トンネル断面上部の地山に鋼管を打設し、薬液を注入することで掘削に伴う地山の緩みを防止する工法を追加したことにより増額となるものです。2点目は、資材単価、労務単価の上昇分を契約金額に加算したことにより、増額となるものでございます。

以上の変更によりまして、契約金額を15億1,632万8,000円から1億9,580万円増額し17億1,212万8,000円に、また、完成期限を令和7年3月31日から115日延長しまして、令和7年7月24日に変更しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今回、変更の上昇分の中で、支保工の場合はよくトンネルで出てくることなんでいいんですけど、資材価格、労務単価の上昇分ですが、資材が約1億円のうちの大体どのぐらい、人件費が大体どのぐらいであるか。それから今回、資材価格、労務単価をやると、工期が令和7年7月なんで、もし支保工とか工事関係の変更があったとしても、こういう変更はないと考えていいんですか。

◎小笠原土木政策課長 まず単価の変更につきましては、どの時点と比べるかもあるかと思えます。設計書の作成時点が令和4年6月13日でございますので、その時点を基準としまして、受注者から基準日を設定して、その時点での単価が設定されます。一つには令和5年7月3日を基準日とした増額分で7,800万円。もう一つ、令和6年5月22日の基準日分が2,000万円で、資料にあります資材価格の上昇分として9,800万円の上昇になります。今後の変更につきましては、道路課長から説明します。

◎中村道路課長 道路課から今後の変更について説明させていただきます。基準日以降の工事分について労務費、材料費等の上昇分を見込んでおりますので、スライドの変更につきましては今回で終了になります。

◎橋本委員 関連で。労務単価の変更の話が出てきましたんで、前年度と比べて大体労務単価が6%ぐらいアップしているじゃないですか。それで基本的には公共事業に絡まる賃金単価が当然上がりますよね。作業員なんかも皆さん上がりますよね。その作業員に対して、きちっと上がった分が行ってるかどうか、どうなんでしょうか。設計単価の分が作業員の皆さんに配分されている状況は聞かないわけですよ。それぞれいろんな背景があるんでしょうけれども、それはどうなんだと思いますが、課長どうですか。

◎小笠原土木政策課長 御指摘いただきました労務費の適切な行き渡りといいますのは、私が申し上げるまでもなく建設事業者の契約形態としまして元請がありまして、その下に下請があると。そういう下請構造が重なり合った契約形態がある中で、適切な行き渡りは、以前から言われているところでございます。国では建設Gメン、そういう労務費なりの適正な契約がされているかをチェックする機能がございます。また、今年6月の第三次の担い手3法の改正では、適切な労務費の行き渡りのために、それを下回る見積りの禁止が発注者、受注者ともに規定されました。かつ、それをきちっとチェックする建設Gメンの体制も国土交通省で強化されることになっております。

◎橋本委員 行き渡りという言葉が使われたんですけども、労務者に対して適切な額が配分されなければ、それはおかしいだろうって誰でも思うんですよ。基本的には国がこれだけの費用を人件費と組んでいたら、その分はしっかり配分されるのが当たり前だと思っています。そういうふうに配分されていないとしたら、とんでもないことだなと。孫請とかそういうものもあるのも承知しています。それにしても、業界については人手不足を主張するわけですよ。そういうことに対してはしっかりやった上で主張する概念がなければ、私はならないと思っていまして、その辺はしっかり指導もしていただきたいし、国に対しても枠組みを持った対応をすべきではないのかなと思いますが、いかがですか。

◎小笠原土木政策課長 御指摘のとおりだと思いますし、公共工事の発注者側としましては、適切な労務費を確保する、それ以前に事業量を確保することも必要でございます。県と元請の関係、それ以降の契約についても、建設業法に基づいて適切な労務費で契約がされるように規定されていますので、それに基づいた契約を元請、下請、それから孫請の間でも結んでいただくことが必要と認識しております。

◎橋本委員 本当にそのとおりだと思いますし、そうしていただきたいんです。いろんな作業員の皆さんから非常に不条理な状況だとよく聞きます。その辺はしっかりチェックを入れていただきたいと思います。これ要請です。

◎中根委員 労務単価のベースアップ、それが一体いつの起点からアップになる計算式になっているのか教えてください。

◎小笠原土木政策課長 今回の議案の基準日は、設計書作成時点の単価になりますので、令和4年6月13日からのアップ分になります。労務費でいきますと、トンネル工に世話役、

特殊工、作業員、いろんな方が関わっておられますけれど、平均しまして令和4年6月13日から比べて110%になっております。

◎中根委員 基準日が明らかにされて、県としては予算を通すわけですから、先ほどおっしゃった労務単価に見合った給与がきちんと支払われるのか、そこまでしっかりチェックしていただきたいなと思いますがいかがですか。

◎小笠原土木政策課長 御指摘いただいておりますとおり労働者の賃金の確保、また、雇用者からしたら労働力の確保の点からも必要ですので、何らかの確認を検討してまいります。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

昼食のため、ここで休憩とさせていただきます。再開は午後1時からで、よろしく願いいたします。

(昼食のため休憩 11時50分～12時57分)

◎土森委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 〈用地対策課〉

◎土森委員長 それでは、用地対策課の説明を求めます。

◎武中用地対策課長 用地対策課の令和6年度一般会計の12月補正予算について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。このページの歳入の補正につきましては、歳出予算の補正に連動しておりますので、内容は歳出で説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。3目用地対策費の右側の説明欄の4国土調査費の地籍調査事業費補助金は、国の経済対策補正予算を活用して、安芸市ほか8つの市町において地籍調査事業を推進するため、補正予算の増額をお願いするものでございます。また、それ以外の人件費等に関する補正を合わせた令和6年度12月補正予算の総額は5億493万6,000円の増額となっております。

3 ページを御覧ください。繰越明許費について御説明いたします。3目用地対策費の国土調査費については、先ほど御説明いたしました国の経済対策補正予算に対応するため、来年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上で、用地対策課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎明神委員 地籍調査の大切さ、これは言うまでもありませんけれども、用地の境界を知っている方がだんだん高齢化して、山にも行けなくなっております。できるだけ早く進めないと筆界未定になってしまうと思いますけれども、現在、高知県の進捗率は何%ぐらい

ですか。

◎武中用地対策課長 高知県全体では60.1%となっております。

◎明神委員 できるだけ早く補正等も取っていただいて、前に進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

◎上治委員 最初は東南海地震の津波の関係で、海岸地域に津波が来たときに大変なことになって、しまいがつきにくいとのことだったんですが、最近では、土砂災害でも集中豪雨のときに一挙に山が崩れてしまってくることもあります。それぞれ市町村がやるべきことなんですけれど、そういうような災害や、様々なことを考えて市町村にも、30年以内に80%、90%やき、何十年以内にはうちんところは終わらすよぐらいの気構えでおるような状況も促すように、これはもう要請で構いませんので、ぜひお願いいたします。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

#### 〈河川課〉

◎土森委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎山本河川課長 河川課からは、補正予算及び条例その他議案について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。まず繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加をお願いするものです。

1 目河川管理費の和食ダム建設事業費につきましては、基礎処理工において、地盤深部に透水性の高い箇所が広範囲に連続していることが確認され、完了時期が延長したことにより、ダム直下流の河川護岸等の工事の工程調整が必要となったため7億7,250万円の繰越明許費をお願いするものです。

次のダム改良費につきましては、永瀬ダムの放流設備塗り替え塗装工事に伴い発生する通行規制に関して、地元との調整に日時を要したことなどにより1億6,800万円の繰越明許費をお願いするものです。

これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰越しの議決をお願いするものでございます。

続きまして、追加提案させていただいた補正予算について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。歳入予算は、国の経済対策補正等に伴い、負担金、国庫補助金、県債などにつきまして増額補正をお願いするものです。

3 ページを御覧ください。歳入予算の補正額は67億2,115万1,000円の増額となり、補正前の額と合わせ161億7,489万7,000円となっております。内容につきましては歳出で御説明いたします。

次に歳出予算について御説明いたします。4 ページを御覧ください。



12款土木費の1目河川管理費の右の説明欄、1和食ダム建設事業費、2生活貯水池ダム建設事業費及び3ダム改良費につきましては、和食ダム、春遠ダムの建設及び県管理の5つのダムの設備更新を、いずれも国の経済対策補正予算を活用して推進するため増額補正をお願いするものです。

5ページを御覧ください。3目河川改良費の説明欄、1防災・安全交付金事業費は、高知市の国分川など46か所におきまして、堤防の整備や耐震化、河床掘削など。2大規模特定河川事業費は、安芸市の安芸川などにおきまして、再度災害防止のため河川改修を。3事業間連携河川事業費は、高知市の下田川におきまして、堤防の耐震化を。4河川メンテナンス事業費は、南国市にある下田川排水機場など11か所におきまして、施設の老朽化対策を。5国直轄河川事業費負担金は、国土交通省が仁淀川や物部川などにおきまして、河川改修等を。いずれも国の経済対策補正予算を活用して推進するため、増額補正をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。歳出予算の補正額は67億3,778万円の増額となり、補正前の額と合わせ161億8,532万3,000円となっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。7ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、国の経済対策補正予算の活用に伴い変更をお願いするものでございます。

1目河川管理費の和食ダム建設事業費、生活貯水池ダム建設事業費及びダム改良費につきましては10億1,900万円、20億3,200万円、5億3,300万円の繰越明許費にそれぞれ変更をお願いするものです。

次の3目河川改良費の防災・安全交付金事業費、大規模特定河川事業費、事業間連携河川事業費及び河川メンテナンス事業費につきましては31億3,530万円、5億2,290万円、11億6,182万5,000円、5億820万円の繰越明許費にそれぞれ変更をお願いするものです。

これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰越しの議決をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為について説明いたします。8ページを御覧ください。

和食ダム建設事業費につきましては、和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する議案と関連しますので、後ほど併せて説明させていただきます。

次の河川改修費は、松田川にある河戸堰の設備更新工事や、4河川での堆積土砂のしゅんせつ工事において、発注時期の平準化を目的に、早期に発注できるよう債務負担行為により事業を実施するものです。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。9ページを御覧ください。第26号議案和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。

10ページの資料で説明させていただきます。右上の写真のとおり、ダム本体工事がほぼ

完了し、10月2日から試験湛水を開始した状況を受けての変更でございます。契約金額を78億1,005万2,300円から4億6,279万5,300円増額し82億7,284万7,600円に変更しようとするものです。

主な変更内容は3点ございます。1点目が、6月末に完了した基礎処理工の施工範囲の増によるものです。貯水池からの漏水を防止するために、地盤の中へセメントミルクを注入する基礎処理を施工していたところ、地盤深部に透水性の高い箇所が広範囲に連続していることが確認され、施工範囲が当初の想定より増加したため、約2億6,000万円の増額となっております。

次の2と3は、昨年10月に完了した堤体コンクリート打設に係る内容ですが、受注者との協議に時間を要したことから、今回変更するものです。

2 堤体のひび割れ措置による変更です。左岸斜面に確認された節理面への対応のため、コンクリート打設の中断を余儀なくされ、階段状に打ち止めたこと。加えて、中断期間が長期間となったことで、堤体にひび割れが発生し補修を行う必要が生じたため、約7,000万円の増額となっております。

3 コンクリートの施工方法の変更です。左岸のコンクリート打設箇所に当初の想定より面積の狭い部分を確認されたため、運搬機械を6トン車から3トン車に変更する必要が生じ、打設期間が伸びたことから、タワークレーンやコンクリート製造設備等の機械損料が増加したことなどにより約1億3,000万円の増額となっております。

今後の変更見込みにつきましては、最下段に記載のとおり、令和7年2月議会において、建設資材などの物価上昇に伴うインフレスライド等による変更を予定しています。

最後に、関連する和食ダム本体建設工事の債務負担行為について説明いたします。11ページを御覧ください。試験湛水時の対応のための工期延長及びインフレスライドに伴う工事費の増加に対応するため、新たに債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和7年度、限度額は2億円でございます。

工期の延長理由は、ダム堤体直下に透水性の低い地質が分布し、右岸地山からの地下水が下流側へ抜けにくい構造となっていることから、堤体への揚圧力が想定以上に高まる可能性があり、試験湛水の観測データに応じた対策を迅速に講じる必要があるため、工期を延長するものです。

工事費増加の理由は、建設資材等の物価上昇に伴うインフレスライドによる増額を行う必要があるためです。この増額に伴う変更は、先ほど申しましたように2月議会で予定をしておりますが、令和6年度予算だけでは対応が困難であるため、債務負担行為により令和7年度予算を含めて対応するものです。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 これは部長が最初に総括で言われたんですけど、今回、補正ですごく大きいお金が入り、ほとんどが繰越しをする。そういう中で、各土木事務所で、端境期と言われるところもちゃんと発注していきましようということですが、それぞれの土木事務所で、例えば何月頃にはこういう工事が発注予定といった計画を立てられて、それを公表するものなんですか。

◎山本河川課長 発注計画を立てて公表をします。

◎上治委員 部長が言われたとおり平準化して、今回の補正ではなくて、今までの既設の予算のことはできるだけ早く発注しながら、順調に発注していける思いでいいんですか。

◎山本河川課長 そうです。補正予算については、遅くとも上半期までには発注をして年度内に終わらせる計画を立てて、発注見込みを公表してやっていくようにしています。

◎樋口委員 和食ダムが、私が初めて県議になってから、そのときに始まって、いまだに完成していない。30年間です。ほぼ完成やけど。これは普通ですか。特に地元はもめてなかったですよ。もめていたら別やけど。

◎山本河川課長 和食ダムは、掘削して、最初にコンクリートを打設し始めた後頃に、左岸の斜面に、節理面といって、流れ盤上に面的に広がった岩盤の割れ目が見つかりました。それを放置したままにしておくと、地震等の揺れによって、それが落ちて、ダムの堤体に問題が生じるので、それをどう処理するか、計画を変更するに当たっての検討に非常に時間も要したし、変更する手続にも時間を要したことでの遅れが大きいです。

◎樋口委員 細かいことはまた後でお聞きしますが、節理面の剝離とは言うけれど、これくらい地元がある面期待して、防水害の対策もあって30年もかかるのは、部長はどう思いますか。

◎横地土木部長 先ほど委員から、これが普通の状態なのかと御質問がございました。これが普通の状態か順調にいったのかと言われれば、決してそうではないと考えております。もちろん、当時から、恐らく土木部の職員としては、様々な地質調査等を行って、ここのダム堤体位置を当時決定したと思っておりますけれども、実際には掘削してみないと分からない部分があったのも確かだと思います。これはダムに限らず、そのほかの地中に設置するようなものは、そういうことが起こり得るところです。そういう意味でいうと、この和食ダムについては、地質調査の状況が当初想定し得なかったことがあったのは確かだと思います。ただ、委員も御心配されているように、地元の方々も和食ダムをまさに切望されておられて、またそれに対する期待、あるいはまだできていないことに対する不安感もあるかと思えます。ようやく試験湛水までこぎ着けており、あともう少しのところに来ておりますので、我々としては、この後、着実に事業が進むように精いっぱい努力していきたいと考えております。

◎樋口委員 話全然変わりますけれど。中央東土木事務所の出先機関調査のとき、私が聞いた河川維持の土砂除去です。ある事務所の予算がたった2%。合理的な事情もあるけれど、たった2%というのもどうかと思うんですが、その後、予算は増額するように言いよったけれど、来年度の予算で増額になっていますか。

◎山本河川課長 令和6年度予算でかなり前年度より伸ばしております、来年度のしゅんせつの予算もそれと同額は計上するようにしております。

◎橋本委員 先ほど課長が翌債の手続をするとの話が出てきましたけれども、翌債と繰越しとはどう違うんですか。

◎山本河川課長 翌債は、今年度中に発注をして、年度をまたいで発注をすることです。

◎橋本委員 会計年度独立の原則論があるじゃないですか。それに対して、例外的に繰越しで対応するわけですよ。翌債は翌年に債務を保証することなんですか。

◎山本河川課長 基本的には繰越しと同じです。

◎田中委員 樋口委員と重なるところもあるかもしれませんが、河川のしゅんせつに関して、何年前から予算も増額してやっていただきゆうと思うんですけれど、当初、要望数はかなりあったと思うんです。実際にここ数年たってきて、その要望に対してどれぐらい応えられているのか全体的なイメージみたいなのはわかりますか。

◎山本河川課長 事務所から翌年度の県単要望で9月ぐらいにヒアリングするんですけれども、それに対して半分以上は応えられていますし、事務所としても、あまり早期にやらなくてもということも含めて上がってきておりますので、翌年度にやらないといけなと考えられる部分はかなり計上するようにしている状況です。

◎田中委員 実際、必要とされる場所、できるだけそこに近づけていただかないといけないと思います。特に土木事務所でお伺いするのは、しゅんせつに対して年度初めにやれない、どうしても時期的に後期になってくるので、そういうところをもうちょっと改善ができないのかなと思いますけれど、いかがですか。

◎山本河川課長 出水期の施工は危険を伴いますのでなかなか難しいところですが、今回、4河川のしゅんせつ工事を債務負担行為で上げていると説明しましたが、少額の4か所を、出水期には入りますけれども4月から梅雨時期までの早期に施工することも考えております。

◎田中委員 出水期はもちろん分かっている、それ以降になる、常に下半期になってくるわけですよ。だからいろんな知恵を出していただいて、長年要望もあつたところなので、できるような形で時期についてもやっていただけたらなと思います。そこはもうあとは努力だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

## 〈防災砂防課〉

◎土森委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 防災砂防課の補正予算について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。補正予算追加分について御説明いたします。

まず歳入でございますが、国の経済対策補正等に伴い、分担金及び負担金、国庫支出金及び県債で増額補正をお願いするものでございます。補正額は25億470万3,000円の増額となり、補正前の額と合わせて110億8,824万円となっております。内容につきましては歳出で御説明いたします。

2 ページを御覧ください。歳出でございますが、国の経済対策補正予算を活用して土砂災害防止対策を推進するため増額をお願いするものです。

2 目砂防整備費につきまして、右の説明欄を御覧ください。

1 防災・安全交付金事業費につきましては、四万十市田野川のショウシン地区で実施する人家裏の擁壁工整備などとして16億9,365万円の増額。

2 特定土砂災害対策推進事業費につきましては、安田町安田の下町谷川で実施する砂防堰堤の整備や、梶原町東川の東川川で実施する砂防設備の長寿命化対策などとして6億900万円の増額となっております。

3 国直轄砂防事業費負担金は、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所が実施している砂防事業に対する県負担金で、国の補正予算や内示差に伴い2億448万6,000円の増額をお願いするものです。

3 ページを御覧ください。歳出予算の補正額は合わせて25億787万7,000円の増額となり、補正後の予算額は合計で114億3,611万7,000円となっております。

続きまして繰越明許費について御説明いたします。4 ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、国の経済対策補正予算の活用に伴い変更をお願いするものでございます。

2 目砂防整備費のうち、防災・安全交付金事業費につきましては、先ほど御説明した歳出の増額分16億9,365万円を加算し32億5,847万5,000円に変更をお願いするものです。

特定土砂災害対策推進事業費につきましては、同じく歳出の増額分6億900万円を加算し12億6,242万3,000円に変更をお願いするものです。

これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰越しの議決をお願いするものでございます。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

### 〈道路課〉

◎土森委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 道路課の補正予算、国の経済対策補正等に係る補正予算追加分及びその他条例議案について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。補正予算について御説明いたします。

繰越明許費については6月議会、9月議会で承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず追加ですが、1目道路橋梁管理費の高規格道路等建設促進事業費は、市町村工事の遅延に伴い1億1,062万5,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

次に、繰越明許費の変更です。2目道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業費は、県道甲浦インター線ほか2件において、測量による土地への立入りに関する調整などに日時を要したため11億7,571万7,000円に変更をお願いするものです。

次の防災・安全交付金事業費は、国道494号ほか6件において、地滑り対策の検討などに日時を要したため89億8,191万9,000円に変更をお願いするものです。

次の土砂災害対策道路事業費は、県道春野赤岡線ほか2件において、落石対策工法の検討などに日時を要したため1億8,198万4,000円に変更をお願いするものです。

次の道路交通安全施設等整備事業費は、国道439号において、隣接箇所との通行規制の調整に日時を要したため11億4,115万6,000円に変更をお願いするものです。

次に、国の経済対策補正等に係る補正予算追加分について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。歳入は、国の経済対策及び内示差補正に対応するもので、9款国庫支出金及び15款県債など、合わせて124億9,840万9,000円の増額をお願いするものです。内容については、次の歳出で御説明いたします。

3 ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。2目の道路橋梁改良費の右の説明欄、1道路改築費から5土砂災害対策道路事業費、続いて4ページの6道路交通安全施設等整備事業費については、国の経済対策補正に対応するものです。また、7国直轄道路事業費負担金については、国の経済対策及び内示差補正に対応するもので、合計で124億9,977万1,000円の増額をお願いするものです。

5 ページを御覧ください。国の経済対策補正に係る繰越明許費の変更について御説明いたします。最初に御説明いたしました繰越明許費に、国の経済対策補正によるものを加え、道路改築費は26億4,418万8,000円に、社会資本整備総合交付金事業費は14億5,320万4,000円に、防災・安全交付金事業費は170億5,556万2,000円に、道路メンテナンス事業費は46億6,831万5,000円に、土砂災害対策道路事業費は2億6,575万4,000円に、道路交通安全施設等整備事業費は13億3,016万1,000円に変更をお願いするものです。これらの工事はいわゆる

る翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で議決をお願いするものです。

6 ページを御覧ください。債務負担行為の追加です。1 行目の道路改良費、2 行目の社会資本整備総合交付金事業費、4 行目の防災・安全交付金事業費は、公共事業における発注、施工時期の平準化の取組として、来年度予算に計上する予定の予算の一部を前倒しして発注し、端境期となる年度早々に工事着手するための債務負担行為、いわゆるゼロ県債をお願いするものです。それら以外の3か所につきましては、複数年にわたる工期が必要な工事であるため、債務負担をお願いするものです。

続きましてその他条例議案について御説明いたします。7 ページを御覧ください。第24号議案高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案です。本業務は、公募型プロポーザル方式により選定した候補者と、事業の履行に必要な具体の条件などの交渉が調いましたので、契約金額を5億4,340万円、契約の相手方を株式会社四電工高知支店を代表とする共同事業体、履行期限を令和17年12月19日とする随意契約を締結しようとするものです。

8 ページ、事業概要の欄を御覧ください。この事業は、高知県が管理する約6,000の道路照明灯を1年間で一斉にLED化し、県へ引渡し後10年間の維持管理を行うものです。契約概要欄の下段の業務内容にありますように、県内を東部、中部、西部の3エリアに分割し、担当事業者を割り当ててLED灯部への取替えの工事の施工やその後の維持管理を行うこととしております。

この事業は、高知県脱炭素社会推進アクションプランのCO<sub>2</sub>の削減に向けた取組の一つであり、CO<sub>2</sub>排出量を年間で約7割、電気料金を年間で約6割削減できるものと見込んでおります。

以上で、道路課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 まずは先日発表されました高知東部自動車道の空港のいち間の完成。久々の明るい話なんですけど、土木部長をはじめ、土木部の皆様方には地域の1人として感謝をしております。それで次に、誰もがよく言う話ですが、なるべく早く東へもっと伸ばしてくれと重ねてお願いしておきます。この道路の完成は、地域で話してしましたら、免許を持っていない人とか、全然関心のない人も全くいるんです。けれど、やはり大局的に考えれば、東部にとって近年めったになかったようなおめでたい明るい話だと思います。あとは、地域が努力して、その地域の力をどれくらい生み出せるかですが、そのベースを国土交通省が造ってくれたことで、私は大変うれしく思っています。

◎橋本委員 費用対効果についての話です。道路照明灯のLED化で、随意契約を結んで、プロポーザル方式って書いているんですけども、これによって電気料金を約6割削減とのお話がありました。金額に直すと、10年間でどれくらいプラスになるのか試算できてい

ますか。

◎中村道路課長 電気代につきましては、年間で5,600万円程度の削減を見込んでおります。今回の契約では10年間の維持管理つきで契約をいたします。これまで例えば土木事務所ですとナトリウムランプのランプが切れたときの球替えであるとか補修したときの修繕で年間3,000万円程度かかっていたと私ども把握しております。8,600万円程度、毎年削減ができる。

◎橋本委員 10年間で8億6,000万円。何で早くやらなかったかなと思うぐらいすごいなと思うんですが。これは私が質問したことに起因することではないんですよね。

◎中村道路課長 この事業の取組の契機は、脱炭素化推進事業債という地方債の制度もできまして、それが令和7年度までの措置となっております。その地方債を活用しますと、予算に9割地方債を充当して5割交付税バックと非常に有利な財源もありますので、昨年度から検討して、今年度予算化して取り組んでいる状況でございます。

◎樋口委員 これは他県でもやりよったが。それとも高知県が最初にやったわけですか。

◎中村道路課長 他県でも既に、今回の方式とは違う方式でやっているような自治体もございます。一括LED化は高知県が初めてではございません。

◎樋口委員 高知県が初めてだったら職員は表彰物よね。

◎橋本委員 何で随意契約なんですか。

◎中村道路課長 今回の業務の取組がどれだけ削減できるかがそれぞれ提案によって違ってまいりますので、そういう提案を評価してプロポーザルで行っております。プロポーザルでやりますと、契約の仕方としては随意契約になります。

◎橋本委員 競争入札にするには適していなかったのですか。

◎中村道路課長 各提案事業者から、例えばどういう仕様の灯部を入れるでありますとか、こういう削減がありますとか、こういうことで10年間維持管理をしていきますとか、様々な提案を求めまして、総合的に評価してプロポーザルの随意契約としております。

◎橋本委員 それぞれの自治体でもこういう形式でやっている前例がありながら、いろんな事業者が個々に契約しているわけですよね。そういうことに対して、やっぱり考えてみれば、プロポーザルがいかんことではないですけども、できる限りこれだけの長い契約になるのであれば、競争入札でもできたのではないかなと思いがあって。

◎横地土木部長 言葉のあやかもかもしれないんですけども、広く公募して提案を求めて、その中でよかったものに対して随意契約をしている形です。いろんな提案を求めているという意味では、いわゆる随意契約だとかこの1者のみなんですけれども、最初から決めてかかる特命随意契約と言われるものに対して、これは公募型のプロポーザルで最終的にはその1者に行っている意味での随意契約です。幅広く提案を受けている意味では、一般的に随意契約に対して思い浮かぶものとは違うことだけは一言申し上げておきたいと思いま



す。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

#### 〈都市計画課〉

◎土森委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎中西都市計画課長 都市計画課の条例その他議案について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。第10号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案についてでございます。

参考資料により御説明いたします。6 ページを御覧ください。最初に、条例改正の概要について御説明いたします。令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴う土石流が発生し、下流の家屋などに甚大な被害が発生したことを発端として、宅地造成等規制法が一部改正され、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法として、令和5年5月に施行されております。

その下の各区域のイメージ図及び規制対象行為の例を御覧ください。改正法では、知事、政令市及び中核市の長が、市街地及びその周辺の区域を宅地造成等工事規制区域、それ以外の区域でも、盛土や切土などを行うことにより人命に危害を及ぼし得る区域を特定盛土等規制区域として指定を行います。この指定を行った後、各区域内で、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積を行う場合は、知事、政令市及び中核市の長の許可が必要となります。

今後、県では、資料左下にある高知県の規制区域案を基に、令和7年4月1日から県内全域で区域指定、規制開始を予定しております。こうしたことから、規制開始以降に行われる許可申請等の審査などに関わる手数料を本条例に新設するものです。なお、高知市は中核市であることから本条例の対象外となっております。

続きまして、手数料の概要について御説明いたします。資料の右下を御覧ください。手数料の算定につきましては、令和5年6月に国土交通省から示された手数料の算定例や、既に規制を開始している他県の事例などを参考に算定を行っております。手数料の区分及び内容につきましては、①盛土・切土では、許可申請、変更許可申請、中間検査。②一時的な土石の堆積では、許可申請、変更許可申請のそれぞれにおいて、右端の手数料欄に記載のとおり、面積の規模に応じて区分し、それぞれ手数料を設定しております。また、③その他の変更は、工事施工者の変更など、工事の内容に直接関係がない変更につきましても審査を行う必要があることから、一律1万円の手数料を徴収することとしております。

施行日につきましては、規制開始日である令和7年4月1日を予定しております。

7 ページを御覧ください。面積の規模に応じた手数料の一覧表になります。①盛土・切土の許可申請、及びその2つ下、中間検査につきましては、盛土・切土を行う面積が500平

方メートル以下から10万平方メートルを超えるものまで、面積規模に応じて11に区分し設定をしております。その下の②一時的な土石の堆積につきましても、面積が500平方メートル以下から10万平方メートルを超えるものまで、面積規模に応じて11に区分をし設定をしております。なお、それぞれの変更許可申請につきましては、国から示された手数料の算定例に算定手法が示されておりませんことから、規制内容が類似する都市計画法の開発許可における変更許可申請の手数料の算出方法を参考に設定をしております。

都市計画課からの説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

#### 〈公園上下水道課〉

◎土森委員長 次に、公園上下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園上下水道課長 公園上下水道課の補正予算及び条例その他議案について御説明させていただきます。

まず初めに補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。歳出の4目公園費の右端の説明欄、1都市公園管理費につきましては、令和7年4月1日からの春野総合運動公園施設利用料の変更に伴う高知県スポーツ情報総合サイトの改修に要する費用としまして46万2,000円の増額をお願いするものです。

続きまして繰越明許費について御説明いたします。2ページを御覧ください。追加、5目下水道費の団体営農業集落排水事業費は、市町村事業の遅延に伴い5,855万6,000円の繰越明許費を。浄化槽設置管理推進事業費は、事業実施主体工事遅延のため1億952万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の変更、4目公園費の都市公園単独事業費は、春野総合運動公園体育館の消防施設の消防設備の改修につきまして、関係機関との感知器の配置計画の協議に日数を要し、年度内完成が見込めなくなったことなどから、9月議会で承認をいただきました繰越額と合わせまして3億6,684万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。その下の都市公園事業費は、鏡野公園の休憩施設の改修について、関係機関との資材販路の設置に関する調整に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことなどから、9月議会で承認をいただきました繰越額と合わせまして3億798万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。3ページを御覧ください。県では、県有施設の利用者へのサービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しております。そのうち、室戸広域公園と土佐西南大規模公園につきましては、今年度末をもって現在契約しております指定管理期間が満了となりますため、来年度から

指定管理者に管理運営を委託するための債務負担行為をお諮りするものでございます。詳しい内容につきましては、この後、それぞれの公園の指定管理者の指定に関する議案にて御説明いたします。

続きまして、国の経済対策補正に伴う補正予算追加分について御説明いたします。4ページを御覧ください。歳入は、国の経済対策補正に伴う関係市からの負担金、国庫補助金及び県債の増により6,504万7,000円の増額をお願いするもので、詳細は歳出予算で御説明いたします。

5ページを御覧ください。一番下の段にございます歳出の4目公園費の右端、説明欄、1都市公園事業費につきましては、国の経済対策補正予算を活用し、土佐西南大規模公園大方地区の球技場防球ネットなどを改修するため6,510万円の増額をお願いするものです。

6ページを御覧ください。以上のことから、国の経済対策補正予算を加えました補正後の予算額は合計36億3,989万4,000円となります。

続きまして、国の経済対策補正に伴う繰越明許費の変更について御説明をいたします。7ページを御覧ください。変更、4目公園費、都市公園事業費は、先ほど御説明しました繰越明許費3億798万6,000円に、国の経済対策補正に伴う追加分である6,510万円を加えました、合計3億7,308万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。これらにつきましてはいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をいたします。3ページにありました、都市公園の債務負担行為に関連いたします3つの指定管理者の指定に関する議案について併せてお諮りいたします。議案は8ページ、9ページ、10ページにございますが、詳細につきましては参考資料にて御説明いたします。

それでは11ページ、高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定についてを御覧ください。

1施設の概要にありますとおり、室戸広域公園は、平成13年に開園し、面積は74.4ヘクタールでございます。主な施設としまして、野球場や運動広場、スケートパーク、遊具などがございます。

2指定管理者制度を導入した目的としましては、公園の管理運営業務について、民間事業者などが持つ能力やノウハウを活用することにより、利用者のサービスの向上と多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としております。これにつきましては後ほど説明いたします他の2施設とも同じになります。

3指定管理者制度導入による効果としましては、連年の四国アイランドリーグプラスの試合開催のほか、旅行代理店や地元の宿泊施設などへのPR活動の展開により、韓国の高校野球部をはじめ、県外の大学や高校野球部の合宿誘致につながるなど、施設の効用の発揮に加え、地域の活性化にも寄与しているところが挙げられます。

4 これまでの指定管理者の状況につきましては、第1期から現在まで、株式会社双葉造園が指定管理者となっております。

5 今回の指定議案について御説明いたします。公募の期間は8月30日から10月28日までの60日間で、株式会社双葉造園1者から応募がありました。11月12日に審査委員会を開催し、事業計画などについて審査を行い、指定管理者の候補者として同社が選定されました。今回お諮りしますのは、指定管理期間が令和7年4月1日から令和12年3月31日まで、管理運営委託料は5年間で1億168万2,000円、指定管理者として株式会社双葉造園を指定することについてお願いするものでございます。前回に比べ管理運営委託料が増額となった主な要因としましては、人件費などの上昇に伴うものでございます。

次に、12ページの高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定についてを御覧ください。

1 施設の概要にありますとおり、土佐西南大規模公園（大方地区）は昭和58年に開園し、面積は35.9ヘクタールでございます。主な施設としまして、体育館、テニスコート、多目的広場、キャンプ場、ふるさと総合センターなどがございます。佐賀地区は、平成2年に開園し、面積は10.6ヘクタールでございます。主な施設としまして、多目的広場やスケートパークなどがございます。

3 指定管理者制度導入による効果としましては、スポーツ団体への継続的な営業活動による県内外からのスポーツ大会や合宿誘致による利用拡大や、ビオス大方情報館での地元の方々と連携した作品展の開催による活動の場の提供や集客など、施設の効用の発揮に加え、地域の活性化にも寄与していることが挙げられます。

4 これまでの指定管理者の状況につきましては、第1期から現在まで、特定非営利活動法人NPO砂浜美術館が指定管理者となっております。

5 今回の指定議案について御説明いたします。公募の期間は8月30日から10月28日までの60日間で、特定非営利活動法人NPO砂浜美術館1者から応募がありました。11月12日に審査委員会を開催し、事業計画などについて審査を行い、指定管理者の候補者として同社が選定されました。今回お諮りしますのは、指定管理期間が令和7年4月1日から令和12年3月31日まで、管理運営委託料は5年間で3億148万1,000円、指定管理者として特定非営利活動法人NPO砂浜美術館を指定することについてお願いするものです。前回に比べ管理運営委託料が増額となった主な要因としましては、人件費などの上昇に伴うものでございます。

次に13ページ、高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定についてを御覧ください。

1 施設の概要にありますとおり、土佐西南大規模公園（中村地区）は、平成2年に開園し、面積は36.1ヘクタールでございます。主な施設としまして、オートキャンプ場、広場、

遊具などがございます。

3 指定管理者制度導入による効果としましては、オートキャンプ場利用者も参加できる自主事業を実施することにより、満足度の向上につなげているほか、キャンプ利用者向けに販売する商品として、地場産品を可能な限り取り入れるなど、魅力あるサービスが提供されていることに加え、地域の活性化にも寄与していることが挙げられます。これまでの指定管理者の状況につきましては、第1期から現在まで、公益財団法人四万十市公園管理公社が指定管理者となっております。

5 今回の指定議案について御説明いたします。公募の期間は8月30日から10月28日までの60日間で、公益財団法人四万十市公園管理公社1者から応募がありました。11月12日に審査委員会を開催し、事業計画などについて審査を行い、指定管理者の候補者として同社が選定されました。今回お諮りしますのは、指定管理期間が令和7年4月1日から令和12年3月31日まで、管理運営委託料は5年間で8,474万6,000円、指定管理者として公益財団法人四万十市公園管理公社を指定することについてお願いするものです。前回に比べ管理運営委託料が増額となった主な要因としましては、人件費などの上昇に伴うものでございます。

続きまして、流域下水道事業会計の補正予算について御説明いたします。14ページを御覧ください。収入、1款資本的収入は、国の経済対策補正に伴う企業債や、関係3市からの負担金及び国庫補助金などの増により3,878万5,000円の増額をお願いするものでございます。

中ほどから下の支出の左から3列目、1目処理場建設改良費3,878万5,000円につきましては、国の経済対策補正予算を活用し、高須浄化センターの汚泥搬出設備の改築工事などを行うものです。

公園上下水道課からの説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 公園の管理について、広さで簡単に言える話ではないですが、室戸広域公園が74ヘクタールで、およそ1億円弱。それから土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）が45ヘクタールで3億円です。これはどうしてこんなにかかるんですか。

◎坂本公園上下水道課長 それぞれの施設が、広さ、中身の施設の内容によって管理費は違ってくることになると思います。

◎樋口委員 それは分かっちゃうき、どうしてこんなに狭いののに3倍。大ざっぱに言ったら1億円対3億円でしょ。

◎坂本公園上下水道課長 大方地区・佐賀地区については、体育館とか球技場とか施設があるので、これぐらい費用がかかることになります。室戸広域公園に比べたら、管理する施設数といいますか、数が大分違いますので。

◎樋口委員 どればあ違うわけですか。

◎坂本公園上下水道課長 例えば、室戸広域公園でしたら、施設として野球場と屋内運動場が主に使われるんですけども、土佐西南大規模公園につきましては、体育館、テニスコート、多目的広場、いわゆるサッカーとかする施設がございます。そしてキャンプ場もございます。ですので管理する施設が多岐にわたっているので、大方地区・佐賀地区のほうがそれぐらい費用がかかることになります。

◎樋口委員 あんまり細々というのは、後日でいいですかね。

それから特定非営利活動法人NPO砂浜美術館の理事といいますか、会社でいうと役員名簿を後でくれませんか。

◎橋本委員 公園上下水道課だけではないんですけども、指定管理そのものが、1者だけしかオファーがない状況が結構多いのではないかなと私は思っています。もともと指定管理制度が、ある一定民間のノウハウを行政の管理枠の中にもしっかり組み入れる、それと行政の経費をできるだけ削減していくことがまず一番に来るのではないかなと私は思っているんですよ。今の状態でいくと、これだけ固定して、本当にそれでええがやるかという思いはすごく持っています。逆に言うと、公共施設に対して、こういう考え方でこういう形でやりたいという方がいらっしゃっても、既得権益性が確立されてしまうと、なかなかそこに入ってこられません。公共施設の有用性を高めることができていないのではないかなと思いますけれど。指定管理の議案が出てきましたので言っているんですが、そもそも論になりますけれど、部長はどう思いますか。

◎横地土木部長 御指摘ごもっともだと思います。私もこの立場に来て、ずっと1者である状況を聞かされて、今、議員から御指摘があった懸念が出てくるのはもっともだなと思っております。これに対して今どのようにすれば複数者が手を挙げてくれるのか、具体的な方策は直ちに私も思いつくものではないんですけども、ただ、今までの指定管理者の応募の仕方であるとか、応募条件とか、そういったものをいま一度我々の中でも確認して、打てるべき対策があるのか一度検証してみたいと思っております。

◎橋本委員 アウトソーシングをしたらいいだけの話ではなくて、問題はその中身と将来の行政施設に対して民間の活力とか能力がきちっと組み入れられることが大事だと思うんですよ。それを、最初から最後までずっとこの方で、あとの人はみんな受け付けられないみたいな、そういうことでいいのか。ただ、受けた方は、従業員もいらっしゃるでしょうし、職員もいらっしゃるでしょうから、雇用責任も出てきますけれども、最小の経費で最大の効果を上げるのはまた違う話なんで、部長が言われましたけれども、もう少し部内でも検討していただければありがたいなと思います。要請です。

◎中根委員 先ほどの御説明の中で、土佐西南大規模公園（中村地区）の管理運営委託料の積算で、人件費なども高くなっていますと御説明がありました。第5期の4,700万円ぐら

いから8,500万円弱。随分高くなっているなど。それぞれの3つの公園、関わってらっしゃる方たちが何人ぐらいいらっしゃるのか。分かれば教えていただきたいと思います。

◎坂本公園上下水道課長 土佐西南大規模公園の中村地区については13人の人役がかかっております。大方地区・佐賀地区が11.1人。室戸広域公園は3.4人です。

◎田中委員 同じ話なんですけど、非常に金額が大幅に膨らんでいるじゃないですか。説明が人件費の増だけやったので、もっと理由があると思うんです。我々もそこを確認したくて、もう少し詳しく説明をいただければ。

◎坂本公園上下水道課長 主に歳出の内訳で、人件費と需用費と委託料があるんですけども、その中ではやはり人件費がウエートを占めております。なおかつその委託料の中にも、例えば植栽なら違うところに委託する関係もありますので、委託料についても結局、人件費が上がっているところなんです。あとは需用費が、消耗品とか光熱水費とかもあるんですけども、やはり一番大きいのが人件費の増。もともとのアップもありますし、実際の現場を見たときに、もう少しレベルの高い人役への見直しもしていますので、そういう意味でほとんど人件費にかかるところとなっております。

◎田中委員 第5期を見ると4,696万円ですかね。5年間なので平均すると単年度で約900万円少しですよ。それが単年度で1,700万円ぐらいになるので、大幅増なんですよ。だからそこを聞いているわけで、今の説明を聞いただけで我々がすぐ分かるかっていうと分からないんで、もう少し分かるような説明をしていただけませんか。

◎坂本公園上下水道課長 人件費の、例えば職種が一番上のレベルの総括責任者、その次に担当者、作業員、軽作業員と4段階であるんですけども、今まで担当者見合いで見ていたのが、現場にフィードバックしたら、総括責任者のレベルでないとできないところも確認できましたので、そういう意味でいえば、職種の単価アップもあります。それと、最近の物価上昇があり、その職種自体での人件費が上がっていますので、そういう意味での人件費のそもそもの単価アップがあります。そういう2つの要素を踏まえまして、この中村地区が人件費の歳出に占める割合がすごく高いものですから、際立って増えているような形になっております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎土森委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎大原住宅課長 住宅課からは、繰越明許費について御説明いたします。1ページを御覧ください。1目住宅費の住戸改善推進事業費につきまして1億2,496万3,000円の繰越明許費をお願いするものです。これは、県営住宅中村団地外壁屋根改修工事、県営住宅船岡団地ほか1団地下水道切替改修工事、県営住宅潮江団地給水設備改修工事において、他事業

との計画調整に日時を要したことなどによるものでございます。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

#### 〈建築課〉

◎土森委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎田村建築課長 建築課の繰越明許費について御説明いたします。1ページを御覧ください。3目建築費の県有施設管理費につきましては、須崎総合庁舎の合併浄化槽整備工事など、県有施設の修繕工事19件、設計委託2件の計21件において、資材の納入に遅れが生じたことや、施工方法の見直しなどの計画調整に日時を要したことなどから、工事の年度内完成が見込めなくなったため3億2,802万8,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

以上で、建築課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎土森委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎藤井港湾振興課長 当課の12月補正予算につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。歳入予算の内容につきましては、歳出の説明の中で御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。右側の説明欄を御覧ください。ポートセールス推進事業費のうち、客船受入等業務委託料は、高知新港へのクルーズ客船寄港時の岸壁における受入対応を民間事業者へ委託し実施するものでございます。この経費は、当初予算では、日本船年間5回分、外国船年間45回分、計50回分の受入費用を計上しておりましたが、改めて年間の寄港見込みを整理したところ、日本船1回、外国船53回の計54回の寄港が見込まれることとなったため、651万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、債務負担でございます。3ページを御覧ください。客船受入等業務委託料2億168万3,000円の債務負担行為で、来年度に高知港及び宿毛湾港に寄港する客船の岸壁における受入業務を民間事業者に一括して委託しようとするものでございます。内訳は、高知港



における90回の受入分が1億8,996万5,000円。宿毛湾港における6回の受入分が1,171万8,000円でございます。債務負担行為としておりますのは、来年度の最初の寄港が4月1日に予定されておりますことから、今年度内に契約し準備を始める必要があるためでございます。なお、表の右から2列目にあります、財源内訳の特定財源のその他は、高知港の客船の受入対応を協力して行っております高知市からの負担金でございます。

続きまして、高知港における客船受入等業務委託の内容について御説明させていただきます。4ページを御覧ください。左上の1クルーズ業界の動向を御覧ください。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外国船の国内運航は令和2年から停止していましたが、令和5年3月より再開しております。これに続き、長らく運航を停止していた中国のクルーズ船も同年6月より運航を再開し、現在は世界的にクルーズ市場がコロナ前とほぼ同じ状態まで回復しております。このことを受け、本県といたしましては、高知新港振興プランに基づき、西日本太平洋側における国際クルーズ拠点として定着化できるよう、関係機関と協力をしながら安心安全な客船受入れを行っていくべく取り組んでいきたいと考えております。

次に、右上の2高知港における客船寄港数の推移を御覧ください。令和5年3月から外国産の国内運航が再開されたことにより、寄港回数が急増し、今年度は54回、来年度はさらに増え90回の寄港が見込まれます。

次に、資料中央の3債務負担行為の考え方を御覧ください。日本船につきましては、来年度は株式会社郵船クルーズより新しい船が投入されることなどから増加が見込まれるため、既に岸壁予約が入っている6回分を計上しております。外国船につきましては、来年度は、寄港確定済みの77回と、今後確定になることが見込まれる7回の合計84回分を計上しております。

以上のことから、4委託業務の概要のとおり、日本船、外国船合わせて計90回の寄港の受入れに係る委託料1億8,996万5,000円を計上しております。委託先につきましては、県内事業者対象の公募によるプロポーザル方式で決定したいと考えております。

説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎土森委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは、補正予算及び条例その他議案につきまして説明させていただきます。

初めに、補正予算についてでございます。

1 ページを御覧ください。歳入について、国庫支出金として1,718万円の増額をお願いするものです。内容につきましては、歳出予算で説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。1 目海岸費の1 海岸漂着物等地域対策推進事業費につきましては、本年8月末の台風10号により、安芸市の安芸海岸ほか6 海岸におきまして、流木等が海岸に打ち上がったことから、処理する費用として1,890万円の増額をお願いするものです。

3 ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、9 月議会で御承認いただきましたが、その後の状況の変化により変更をお願いするものでございます。表の7 項港湾費の2 目港湾費、港湾維持修繕費は、須崎港におけるしゅんせつ工事におきまして、入札不調により年度内の完成が見込めなくなったことから、繰越しをお願いするものでございます。この工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものであります。

4 ページを御覧ください。次に、債務負担行為について説明します。まず、一般会計について、事項欄の高知港係留施設等管理運営委託料の4 億9,179万5,000円と、5 ページ、特別会計の事項欄の高知港係留施設等管理運営委託料の2 億9,692万円の債務負担行為を設定するものでございます。詳細につきましては、13ページの条例その他議案のところで説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。次に、経済対策に関する補正について説明いたします。今回の補正は、国の経済対策予算を活用しまして、浦戸湾の三重防護対策などの整備を促進するものです。

まず、歳入予算から説明させていただきます。歳入予算につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金を、7 ページ、続きまして諸収入、県債について、最下段の補正額の欄に記載しております、合計で32億7,653万7,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては、歳出予算で説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。7 項港湾費につきましては16億7,586万8,000円の増額をお願いするもので、最下段の3 目港湾建設費の1 重要港湾改修費や、9 ページ、右端の説明欄、2 港湾施設改良費、3 国直轄港湾事業費負担金につきましては、浦戸湾の三重防護対策の第1 ラインとなる防波堤などの港湾施設や老朽化対策などの整備を行うものです。

表の中段にあります8 項海岸費につきましては16億1,446万8,000円の増額をお願いするもので、2 目耕地海岸保全費、3 目漁港海岸保全費、10ページの4 目河川海岸保全費、5 目港湾海岸保全費につきましては、浦戸湾の三重防護対策の第2、第3 ラインとなる海岸堤防の耐震補強などの南海トラフ地震津波対策の推進や、沿岸部の高潮高波対策の整備を行うものです。

以上、最下段にありますように、港湾費、海岸費を合計しまして32億9,033万6,000円の増額をお願いするものです。

11ページを御覧ください。続きまして、繰越明許費について説明いたします。繰越明許費につきましては、9月議会で御承認いただいていたのですが、その後の状況の変化により変更をお願いするものでございます。表の7項港湾費、3目港湾建設費の重要港湾改修費、港湾施設改良費、その下の8項海岸費、2目耕地海岸保全費、3目漁港海岸保全費、4目河川海岸保全費の河川海岸高潮対策事業費、河川海岸侵食対策事業費、5目港湾海岸保全費につきましては、国の補正予算により、表の上段にあります59億8,657万9,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものでございます。

12ページを御覧ください。債務負担行為の追加でございます。土木部では、公共事業の発注、施工時期等の平準化推進の取組を進めており、来年度予算に計上する予定で早期発注が可能な奈半利港等のしゅんせつ工事5,800万円、室戸市におけます鹿岡海岸の防護柵設置工事830万円、室戸市における水尻海岸等の海岸堤防修繕工事1,350万円を年度内に発注するための債務負担行為をお願いするものでございます。

13ページを御覧ください。「高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案」について御説明いたします。高知港の港湾施設の管理運営業務につきましては、民間事業者が持つ能力やノウハウを活用し、利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、平成26年度から指定管理者制度を導入しております。本年度末をもちまして現在契約しております指定管理期間が終了しますことから、令和7年度から令和11年度までの5年間の指定管理者を指定するものでございます。

詳細につきましては、14ページを御覧ください。まず、施設の概要について説明いたします。指定管理を導入する施設は、航空写真の赤線で囲った範囲の施設となります。指定管理施設は、岸壁、栈橋、物揚場の係留施設20施設、荷さばき地や野積場などの係留施設の背後用地46施設、船舶給水用の給水栓や外国船舶の保安管理を行うための埠頭保安設備やガントリークレーン、リーチスタッカなどの荷役機械など21施設の合計87施設になります。

指定管理者制度を導入した目的は、港湾施設の管理運営業務を民間事業者が持つ能力やノウハウを活用することにより、利用者へのサービスの向上を図るもので、指定管理者制度の導入により、申請窓口が一本化され、岸壁の使用調整や荷役作業の調整がスムーズに行えるよう、利用者の利便性が向上しております。

これまでの指定管理者の状況としましては、平成26年度より、第1期、第2期、第3期と、高知ファズ株式会社が指定管理者となっております。

最後に、今回の指定議案について御説明いたします。指定管理者の選定に当たり、本年

9月3日から締切日の11月1日までの60日間募集を行ったところ、高知ファズ株式会社1者から応募がありました。その後、11月12日に、有識者や利用者代表などで構成します指定管理者審査委員会で高知ファズ株式会社が指定管理者の候補者に選定されましたので、指定管理者の指定に関する議案と、それに関連します債務負担行為をお諮りするものでございます。指定管理期間としましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。管理代行料は、合計で7億8,871万5,000円となります。このうち、岸壁などの港湾施設の維持管理経費に関わる一般会計の管理代行料は4億9,179万5,000円。また、特別会計で整備しました高知新港のガントリークレーンなどの維持管理経費に係る特別会計の管理代行料は2億9,692万円となります。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 2点。一つは先ほどの指定管理の件なのですが、今回指定管理料が若干下がっている。それは申請窓口を一本化することがあっているからかも分かんんですけど、今までの指定管理は全部人件費に伴って上がってきているとの話の中で、例えば人件費は特にとか、もうちょっと説明をしてほしいのが1点です。

それからもう一点は、流木の処理。流木の処理は引き上げたものがどういうふう処理されて終わるのか。一般的に流木だったら、金額の根拠としたら、通常山だったら1立方当たり幾らとか出るけれども、どれくらいの量が想定されてこの金額になっているか教えていただければ。

◎岡本港湾・海岸課長 1点目の指定管理料につきまして御説明させていただきます。第3期の実績としまして7億9,972万5,000円で、今回の指定管理代行料が7億8,871万5,000円と、少し下がっております。その内容につきましては、令和4年度末にシップロダという機械を民間の企業に売り払った実績がございまして、そのシップロダの維持管理費、それから点検料などが不要になったため、今回の指定管理料が減額となったものでございます。

2点目の流木処理につきましてなんですけれども、流木処理、海岸に漂着しました流木処理は、少し塩分を含んだ状態になっている状況でございます。市町村のごみ処理場によっては、塩分を含んだものが焼却できない場合もございまして、そちらについては適正な処分方法ですね。産業廃棄物扱いになるのか、少し記憶が定かではございませんけれども、適正に処理をしているところでございます。

それから最後に、海岸漂着物の算定費ですけれども、通常、海岸沿いに漂着した流木をまずは1か所に集積する必要がございます。その集積に関する費用と、トラックに積み込む費用、処分場まで運搬する費用と、必要があれば処分料を積算しておりまして、実績に基づいた積算となっているところでございます。

◎上治委員 最初の指定管理については、機械の維持管理費などがなくなったけれども、今まで人件費という言葉がすごく出てきたんですけど、人件費の上昇分は上げているんですかね。

◎岡本港湾・海岸課長 これまでの実績に比べまして人件費が上がっていますので、上昇分を見込んだ形となっております。

◎上治委員 トラックに積み込んで処理をする。もちろん適正に処理しなかったらいかんわけやけど、今の話やったら市町村の焼却場では受け入れられないかも分かんとのことなので。まず、海岸に来た流木を集めます。トラックだったら陸から上げるのか、船か分からんけど、積み込んだものが最後はどんなになっているか、そこを教えてください。

◎岡本港湾・海岸課長 再説明させていただきたいと思います。

まず、海岸漂着物、海岸沿いに打ち上がった流木につきましては、沿岸ということで延長が長く堆積している場合がございます。まず機械、小さいバックホーとかで、それを何か所かに集積しつつ、ダンプトラックもしくは運搬車に1回つかんで載せます。載せた後に処分場まで運搬して処分するので、ほとんどが産業廃棄物処理になっていまして、木材チップとかに処分されていると認識しているところでございます。

◎上治委員 海岸だから、海にもあるのかなという頭があつたけれど、そうではなくて、打ち上げられたものを処理する。その処理をするときに、最後は業者は産業廃棄物処理場へ持って行って、そこで終結でいいですか。そこから先は産業廃棄物処理場が処理するんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 そのとおりです。産業廃棄物になると、マニフェストを取って処分されます。

◎橋本委員 今回の補正で16億7,000万円が港湾建設費として補正されています。これ多分、国土強靱化に絡めての話だと思うんですけども、既決の予算でこれが20億円ぐらいありましたよね。合わせて37億円近くに膨らんでいるわけです。高知市、須崎市、宿毛市で重要港湾が3つあるんですけども、これは特定利用の絡みがあるわけですか。

◎岡本港湾・海岸課長 国直轄部分だけではなくして、県の港湾事業の補正についてもこのたび所要額を要望させていただいているところです。県事業であれば、高知港、それから須崎港、宿毛湾港、久礼港、下川口港などの補正予算について所要額を要求しているところでございます。

◎橋本委員 港湾建設費で、去年度の分と今年度の分とではどれだけ違いますか。いろいろな港湾がありますから、そういうことは別にしても、国も県も含めてです。

◎岡本港湾・海岸課長 一概には統括できないんですけども、やはり南海トラフ地震津波対策を推進していく上で、港湾の整備事業は重要だと思っていますので、昨年度と比べるとほぼ同額以上の事業推進だと認識しております。

◎橋本委員 もう一つ聞かせてください。国の直轄事業がどれだけ去年と比べて膨らんでいますか。それとも減っていますか。

◎岡本港湾・海岸課長 国の直轄事業につきましては、昨年度の当初予算と比べて増になっているところがございます。

◎橋本委員 どれぐらい増になっていますか。

◎岡本港湾・海岸課長 令和5年度の当初予算、それから令和6年度の当初予算、単純に比べますと外郭施設に関する費用なんですけれども1.2倍となっています。

◎中根委員 幾つかお聞きしたいと思います。高知ファズ株式会社に再度委託するお話です。先ほどシップロダなどが撤去されたとのお話があったんですが、シップロダに代わるような、もう少し大型のものを据え付けた記憶があるんですが、間違っているでしょうか。そういうチェックの在り方が単純に減ったから、前回の5年間より委託契約の中身が減ったということで本当にいいのかなあと。それを教えてください。

◎岡本港湾・海岸課長 まず高知新港で機械が減ったのは、シップロダ1基が減っています。先ほど中根委員がおっしゃったのは、リーチスタッカと呼ばれるコンテナをわしづかみにして運ぶ大きい機械があるんですけれども、そちらにつきましては昨年度購入した経緯がございまして、指定管理料とか修繕費とかについては一緒です。古いものを新しくしたので、台数に増減はありません。

◎中根委員 そういう意味では、チェックする中身が減ったわけではないですよ。ほかのところは人件費の問題もあったけれども、それでも予算的には減って大丈夫なのは、人員が減っているんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 高知ファズ株式会社自体の人員は減ってはございません。管理施設が減っているイメージでございます。シップロダが1基減ったことに伴っての指定管理料の減額になっています。

◎中根委員 高知港の管理を民間委託することについては、当初反対をしたんです。管理そのものの在り方と、日々の担当課とのキャッチボール、円滑にいつているのかどうか教えてください。

◎岡本港湾・海岸課長 高知ファズ株式会社と利用者との関係は円滑にいつている状況でございます。その結果としまして、参考までに少し御説明させていただきますけれども、昨年度、港湾利用者にアンケートを実施しているところがございます。そのアンケート調査の結果におきましても、満足度はよいとの回答を90%の利用者から頂いているところですので、高知ファズ株式会社と利用者との関係性はよいものと認識している状況です。

◎中根委員 あともう一つ、これは港湾・海岸課だけではないのですが、最初、土木部長から御説明いただいたときに、人件費で土木部が4,000万円ぐらいのマイナスがあったように思います。こんなふうに人件費が大きくなっていますと説明がある中で、結構大きな

金額がなぜ減額になっているのか気になりまして、教えていただければと思います。

◎横地土木部長 職員の年齢ピラミッドの関係にあると考えていただければと思います。要は、退職で抜けた方と同じ人数の方がすぐ下にいらっしゃればその方が上がっていきますので、そうすると昇給分だけ上がっていくことになるんですけども、その下の年次にいらっしゃる方々がお辞めになる方よりも少ない状況にあると。そうすると、上に上がる方の人数が減ってきますので、その分だけ人件費が下がるイメージで見ていただければと思います。本来、それぞれの年次の方々がほぼ同数いらっしゃれば、皆さんお辞めになって1つ上になれば、皆さんの昇給分だけむしろ人件費は上がっていくことになると思うんですけども、下の年齢層の方が低い分だけ人件費が結果的に下がることで、個人個人の昇給が低いとか下がっていることではないと御理解いただければと思います。

◎中根委員 何かがあって風通しが悪くて、人員が少なくなって危機が訪れたんじゃないかって、そんな心配をこの金額でしたものですから、お聞きさせていただきました。管理職の方が退職をされて、その後、その管理職に就く人員数が少ないことは、管理職の数が減っているのですか。

◎横地土木部長 ポスト数が減っているというよりは、年齢的に若返る形になるのかなと思います。

◎中根委員 賃金が違うと。

◎横地土木部長 はい。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで土木部の議案を終わります。

#### 《請願》

◎土森委員長 次に、請願についてであります。請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願についてでございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について。港湾・海岸課。

要旨。国からの要請に応じ、本年3月22日に高知県が高知港、須崎港及び宿毛湾港の「特定利用港湾」指定を受け入れたことについて、高知県議会として県民の生命等の安全を図る立場から、指定同意撤回を高知県に求めることを請願するものである。

「特定利用港湾」については、平時から有事へと切れ目のない利活用が想定されており、本年10月23日から11月1日まで行われた日米合同軍事演習（キーンソード25）では、いくつかの特定利用空港が使用された。

米国のシンクタンクCSIS（戦略国際問題研究所）の国際安全保障プログラム報告書

「次の大戦の最初の戦いー中国による台湾侵攻を想定したウォーゲーム」には、「空軍機を民間空港に分散させることで、中国が攻撃しなければならない駐機場を大幅に拡大し、日米の損失を軽減することができる」としている。これは、港湾も同様に沖縄だけでなく軍事基地化とその拡大で、長期戦・継戦能力の強化を目指しているものである。

国際人道法といわれるジュネーブ条約第1追加議定書では、民間施設（空港、港湾など）を軍隊が攻撃することは許されていない。しかし、その民間施設を自衛隊等が使用することは、軍事施設であるとみなされ、攻撃対象としてその施設や周辺の民間人の生命を危険にさらすことにもつながりかねない。「特定利用港湾」高知県版Q&Aでは、Q9において特定利用港湾に指定されることが「リスクの軽減に寄与するのではないか」としているが、逆にいざ有事となれば真っ先に攻撃対象になりかねず、高知県の認識は誠に甘いとわがざるを得ない。歴史的にもアジア太平洋戦争で旧日本軍が真っ先に攻撃したのは、真珠湾、シンガポール、香港、フィリピン、ダーウィンなどの空港・港湾であった。

さらに、「存立危機事態」や「重要影響事態」など、いわゆる「グレーゾーン事態」にも利用されるものであり、周辺の高知県民の生命・財産が危険にさらされる危険性は高くなる。

「特定利用空港・港湾」は、現在10道県28か所が指定されているが、軍事基地強化が急速に進む沖縄県では「沖縄戦がまた起きるのではないか」との県民の不安から、指定に慎重な対応がなされている。

高知県議会においては、この請願の趣旨を十分に考え、指定同意の撤回を高知県に求めていただくようお願い申し上げます。

請願者、長岡郡大豊町小川1365-1、山崎悦子ほか9,988人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知、岡田竜平、田所裕介、橋本敏男、坂本茂雄。

受理年月日、令和6年12月11日。

以上です。

◎土森委員長 それでは港湾・海岸課の参考説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸課長 それでは、「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願についてに関しまして、参考説明をさせていただきます。

特定利用港湾につきましては、まず、昨年11月に国から、高知港、須崎港、宿毛湾港の3港を候補として考えており、年度内に合意形成を行いたいとの申入れがありました。これを受けまして、国との間で協議を重ね、3月5日の国によるQ&Aの公表。3月19日の県と関係3市との意見交換会を経まして、3月22日に知事が記者会見の場で指定の受入れを表明しております。記者会見では併せて高知県版Q&Aの公表も行いました。判断を行うに当たりましては、港湾の利用はあくまで民生利用が主である、自衛隊の部隊配備を目



的とはしていない、米軍が今回の枠組みに参加することはないという重要な3点を国に確認しております。特定利用港湾となることで、有事において攻撃目標となるのではないかという点に関しましては、国がQ&Aにおいて、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって当該施設が攻撃目標とみなされる可能性は高まるとは言えません。むしろ、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものと整理されており、県も同様に整理しております。なお、正式な国との合意文書は4月1日付で取り交わしております。その後、この合意文書に基づく国からの申入れにより、9月4日に国と県との意見交換会がオンラインで開催されました。今後も引き続き、国から連絡がありましたらその都度、意見交換を開催することになり、その内容については、国と調整の上、可能な限り公表してまいりたいと考えております。

以上で、港湾・海岸課からの参考説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 確認なんですけれども。国とのやり取りの中で、県も了解したことがあって、抑止力を高めることにもつながる。そして民生利用しにくい。何か整合性がないと思いませんか。課長はたしかそう言いましたよね。

◎岡本港湾・海岸課長 国のQ&Aの内容を見ますと、まずは今回の特定利用港湾の指定が民生利用が主である。先ほど橋本委員からもお話がありましたように、民生利用が主であると言いつつも、抑止力をとも国のQ&Aには書かれている内容でございます。

◎橋本委員 基本的に、資料にも書いていますけれども、存立危機事態とか重要影響事態とかグレーゾーン事態になれば、基本的に利用するんですよ。そういうことを見通して、いつでもそういう形で軍事力がそこに装備できる港湾に造り上げることで抑止力と言ってるんじゃないですか。基本的にはそういうことなんだと思うんです。そのことについてはどうですか。

◎岡本港湾・海岸課長 先ほどお話のありました重要影響事態とか存立危機事態につきましては、国のQ&Aにもありますけれども、一般的に、いかなる事態が武力攻撃事態、それから存立危機事態または重要影響事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がそのまま持ち得る全ての情報を統合して、客観的かつ合理的に判断することとなり、一概にお答えするのは困難であると明記されております。

◎橋本委員 なかなか責任ある回答はできないと思うんですけれども、私、会派で沖縄県に行っていたんですね。石垣島にも行っていました。八重山諸島にも行ってました。何でかという台湾有事が始まると一番影響が出ると思ったから行ってました。沖縄県は御承知のとおり、特定利用については認めていないんです。指定されていない。指定されてい

ないといっても、基本的には留保しているわけです。国の説明がまだまだ不十分で分からないから、いろんなことに対して納得できないから、いたずらにその時間を延ばしているのではなくて、説明が分からないから指定していないんです。ただし、石垣に行くとはそうではないですよ。石垣港は市の管理港ですから、石垣については、市長が指定をやっているわけです。ただ、その中で住民の皆さんや議員の皆さんと話をしたらまだまだ理解できてないわけですよ。だから、沖縄県は、特に米軍との絡みもあって、そして特に台湾有事でもう一触即発の状態がひょっとしてあるのかも分からない。そうすると波照間島なんていうのは40キロメートル先が台湾ですので、当然台湾から逃げてくる方もいらっしゃる。そういうことに対してもきちっと向き合おうとしていないんですよ。いや、どう言っているかということ、台湾有事は想定していないと言っているわけですよ。執行権者の皆さんは、見事なことにそういう形で言う。あれはマスコミらが勝手に言っている。私らは全然そんなことを想定していない。でも、民間に行くと、そのことを意識しているわけですよ。特に議員はすごく意識しているわけですよ。そういうようなことがまだまだしっかりクリアできていないのに、石垣市は指定されている。まだ沖縄県はしていないんですけれども。高知県の場合もまだまだ県民の皆さん充足されているとはいづらいいのではないかなと私自身は思います。さっきの話じゃないですけども、結構玉虫色になっているわけですよ。抑止力として使うと言いながら、結局一方では民生利用するんだ、それしか使わないんだと整合性がないじゃないですか。こういうことに対してももう少し玉虫色ではなくて、国が特定利用港湾・空港についてはこう使うんだと明確に言ってもらえたら、皆さん違う判断をする可能性もありますけれども、今何か国もだましましやっていて、何となく国の意図が透けて見えるわけですよ。もう少し国が県民の皆さんにちゃんとした説明も、私はすべきなのではないかなと思っています。私が今言ったことに対してどう思われますか。

**◎横地土木部長** 今委員からお話があった中でも、例えば沖縄県とそれから沖縄県内の基礎自治体の中でもいろいろと意見が分かれている実情をお伺いしました。この高知県の中でも恐らく不安を感じておられる方々も一定程度いらっしゃるかと認識しているところでございます。なので、我々も、今まで説明してきたことで、これで全て説明が終わったと言うつもりはなくて、これに対して不安を感じていらっしゃる方がいらっしゃれば、しっかりとその部分の説明を尽くしていくことがまず一つ重要なのかなと思っています。

**◎橋本委員** 土佐清水市にも自衛隊の基地がありまして、分屯基地なんですけれども、航空自衛隊のやつがある。多少ですけど弾薬もあるわけですよ。そういうことに対しては、近くに宿毛湾港が特定利用の指定を受けていますので、そういう面ではすごく敏感になりやすい。けど事実をまだ分かっていない方もいらっしゃるかも分かんない。この間の県議会で、多少の弾薬はありますと話しましたので、伝わったかも分かりませんが、そ

ういうことでさえ分かっていない皆さんがいる。だからしっかりとした国の明快な説明と、県のきちとした県民に対する発信がなければ、指定を決めるのは白紙に戻して。

一番大事なことを聞かせて。指定を取り消すなんてことは物理的にできる話なんですか。

◎村上港湾振興監 指定の取消しの議論は特になく、なのでどういったことがあるのかだと思いますけれど、基本的に法律等に基づくものではないので、これに対して取消しがあるのかどうかはよく分からないところはございます。

◎橋本委員 それが一番ポイントでして、議会の一般質問の中でも言ったんですけども、これ、議決要件ではないですよ。知事の独任で決められる状況があつて、独任でもう決めてしまっているわけですよ。それをひっくり返すのは知事の意識が変わらない限りはひっくり返せない。でもひっくり返ったとして、それを国に言ったとしても、それが受け入れられるのかも分からないので、今お尋ねをしたんですけども、部長はそういうことについての見解はありますか。

◎横地土木部長 今のこの特定利用港湾に関する協定といいますか、その中にどのような書き方をされているか、今、私もつぶさにそこを把握していないので、何ともコメントしようがないんですけども、その中に例えば協定の破棄とか、そういったことが条件として書かれているのであれば、それにのっとってということなんだと思います。もしそうでないのであれば、ここについては個別に国と協議してになり得るんだろうなと推測はいたします。

◎橋本委員 さっきも言ったように、取り消せるかできないかの要件について、その協定の中に入っているか入っていないかさえ分かっていないわけですよ、皆さん。みんな分からないままにそういう話になっているわけで。私も知らなかったから聞いたわけで。そこはやっぱりしっかりと確認してほしいです。協定の中に入っているのだと思うんですけどね。

◎横地土木部長 当時の県と国とのやり取りの内容を見ると、破棄に関しては、先ほど港湾振興監からも話が出ましたけれども、既存の法令に基づいてやっていることを明らかにするものであり、破棄することはないのではないかと思うが、なお検討となっております。なので、これについては、もしそういったことが発生するのであれば、そのときに検討することになると。ある意味、破棄の想定はしていないんだと思います。

◎中根委員 破棄の検討がない約束なんて、国と地方自治体で本当に簡単に結んでいいものかどうか、余計に疑義の思いが深まってきました。私たち、昨年11月来、一体どうなっていますか、どんな協議がされていますかとずっと議会でも問うてきました。だけど、そのたびに、いやいやまだ何も分かりません、何を求められているかもはっきりしておりません、そんなお話がずっとあつて2月議会に入つていったと認識しています。そんな中で、知事が、3月7日の塚地議員の質問に対して、本当に米軍の関与はないのかと。それ

から、平時の中で利用するのであるから、自衛隊は災害時のときの救援も含めて様々な訓練をしていただけるのだからオーケーではないかと、そういうお話が随分ありまして、いや本当にそうかと。平時とは何か。グレーゾーンである重要影響事態とか存立危機事態とか、そうなったときに、一体高知の港はどんなふうになるのかと話をしたんですよね。そのときに知事は、お答えに窮して、国に質問をいたしますとおっしゃいました。それ以降、国に質問をした中身が3月21日に返ってきています。3月21日は、県議会が終わった日で、22日に知事はオーケーを出しているんです。私たちが、国民の生命・財産を守る上で、緊急性が高い場合、または艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）には、存立危機事態や重要影響事態、いわゆるグレーゾーン事態が含まれ得ると考えていいのかと質問をしたんです。また含まれる場合には、港湾法等の既存法令に基づいて、利用調整を行うものと考えてよいのかと。この存立危機事態は、米軍がどこかに攻撃されると予測をされるとか、米軍以外のところでも戦闘地域でないところで何か不穏の動きがあると思ったときに、武器弾薬の補給活動ができるとか、そういう中身なんですけど、そういうことが利用調整を行うものと考えていいのかとお聞きをしたんです。そうしたら、おただしのおり相違ありませんとの答えが、内閣官房、国土交通省、防衛省、この3省の連名で知事に返されています。私たちはこういう一番大事な、本当に何に巻き込まれるか分からないような港の使い方を、知事がきちんと納得をし、県民にも説明し、そんな中で行われていない今回の約束事は、やっぱりもう一度白紙に戻して、一から議論をし直すべきだと思っています。1万筆近い県民の皆さんからの署名は相当重いものだと私は思いますし、こうした点に十分な説明を県民にしないままの約束は、決して知事としても決断してはならないのではないかと。もう一回元に戻して、こういうことを強く要請をしたいと思います。それについてはどうでしょうか。皆さんは皆さんの立場があって、知事がそういう約束をしてしまったのはありますけれども、それに対して1万人近い県民の皆さんからの、私たちの思いをきちんと酌んで、議論をし直してほしいという要請の中身については、答弁は無理ですか。

◎上治委員 それは質疑ではないと思うんですよね。それはちょっと政治的な面なんで、それを執行部に求めるのは、委員長いかがなものかと私は思います。

◎土森委員長 そうですね。

◎中根委員 でも、相当な思いでこの署名を集められていることは知っておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

あともう一つ。さっきジュネーブ条約の中身が出ていました。何かが起こったときには、軍事行動とみなされるような場所は攻撃の対象になるけれども、一般港はそういうことにはならないんだと。こういうジュネーブ条約があるんですが、今回の知事と国の交わした約束事では、高知県の3つの港は、何かあった場合には攻撃の対象になり得る認識はお持

ちでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 まず1点目の説明の件です。説明の件につきましては、3月5日の国のQAを受けまして、インターネットとかを併用して、3月19日にウェブで公開してきましたり、それからまた今年度の動きとしましては、自衛隊艦船等の入港予定。これまで各港には広報活動で自衛隊艦船が入港していたんですけれども、それも併せて今年度の寄港情報も常に公開しているところでございます。なので今後も可能な限り情報については公開してまいりたいと思っているところでございます。

それから、2点目のジュネーブ条約の件なんですけれども、ジュネーブ条約は、私も少し勉強したんですけど、基地、軍の施設しか攻撃したら駄目だと、民事施設は攻撃したら駄目だというような内容だと解釈しているところでございます。これも国から聞いている話なんですけど、ジュネーブ条約の規定に当たるかにつきましては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があると聞いているところでございます。なので特定利用港湾に指定がされたことで、国からは軍事施設を造るものではないとお聞きしていますので、その辺が軍事目標となるのかは、解釈的には何とも。

◎中根委員 特定重要港湾という新たな定義をつくったことは、そういう対象になり得る施設を造ったということです。私たちは、平時の利用、平時の利用と随分最初におっしゃったけれども、決してそうではなくて、国の言う平時の利用の中には新たな仕組みがあって、その仕組みの裏には、集団的自衛権行使のアメリカと日本政府の軍事行動の在り方そのものが、先ほど橋本委員が透けて見るとおっしゃったけれども、そういうものがあることを今きちんと認識をして、この議論を本来はし、そして知事もそのことを認識した上で行動を起こさなければならなかったなとつくづく思います。ですから、そんな規定があるかないかではなくて、国がこの話をオーケーしてくださいと言った、そのオーケーの中身が、後になったけれども大変危険なものだと、県民の命や暮らしを、そして安全を図るためにはこれは受けるべきではないとなれば、いま一度考え直すことはとても大事なことだと思うんです。こういう声が上がったときに考え直す行政の役割をどんなふうにお考えなのか、お聞かせください。

◎横地土木部長 立場上、今までの議論の中を超えるようなことを行政の立場から申し上げるのはなかなか難しいところでもありますけれども、まず1つ目は、今回こういった形で1万人余りの署名があったということで、これだけ特定利用港湾のことについて不安を感じておられる方々がいらっしゃるところを、これは我々としても受け止めなければいけないと思っております。やや繰り返しになりますけれども、この特定利用港湾の意味とか、あるいはいざというときどうなのかも含めて、そこについてはちゃんと説明を尽くしていかななくてはいけない、その努力を我々としても行政の一員として続けていかななくてはいけないと思っているところであります。今、委員がおっしゃった、例えば、今まで言ってき

たことと違うけれどもこうなると、もし防衛省とかがおっしゃるようであれば、今までの話とは当然異なってきますので、そうなれば話は別になってくるかと思えます。昨年度、国といろいろ調整していく中で、原則としてこういうようなことなると確認し合った、その内容がもし変わるようなことになるのであれば、それは言ってきたことと違いますよねと我々もしっかり申し上げるべきことは申し上げていかななくてはいけないなと思っております。

◎**戸田委員** なかなか答えにくいと思うんですね。県の方々が答えるいうても答えにくいと思うので、いろいろ考え方があると思えます。けれども、橋本委員の議会での質問に、知事はあのように答弁していますから、これはその辺を理解していかないと。私たちが賛成とか反対、立場立場で物を言うていかないかと思えますけれども、私は本当に県は説明を尽くしてやってやっていると思うので、知事の答弁どおり。

◎**橋本委員** 基本的に部長が話したことが、当然、理事経営者としては当たり前の姿勢だと思います。今からも今後もこれからも国のきちとした説明責任を県が求める姿勢は堅持してもらいたいと私も思います。そういうことに対して、部長どうですか。

◎**横地土木部長** 繰り返しになりますけれども、やはり今まで国と重ねてきた議論、これがもし変わるようなことがあれば、しっかりそこは国に伝えていかななくてはいけないと思っております。そこはやはり我々もしっかり国と対話をしていく、そういったところは当然重要だろうと思っております。

◎**土森委員長** 質疑を終わります。

これで土木部に係る請願を終わります。

それではここで休憩を取りたいと思えます。3時半まで休憩をお願いいたします。

(休憩 15時16分～15時28分)

◎**土森委員長** それでは休憩前に引き続き委員会を再開させていただきます。

#### 《報告事項》

◎**土森委員長** 続いて、土木部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈土木政策課〉

◎**土森委員長** 「高知県建設業活性化プランVer. 3.1の概要と取組状況について」土木政策課の説明を求めます。

◎**小笠原土木政策課長** 土木政策課から2件の報告事項について御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。初めに、高知県建設業活性化プランVer. 3.1の概要につい

て御説明をさせていただきます。高知県建設業活性化プランVer. 3.1は、令和3年度から令和5年度までのVer. 3を基本としました上で、左側の上にあります2見直しの目的に記載していますとおり、人材確保策や生産性向上に向けた取組を充実、強化したものでございます。

また、その下、3プランの概要のとおり、計画期間を令和6年度から令和9年度までの4年間としております。この計画期間の設定は、本県の新たな総合戦略であります高知県元気な未来創造戦略や産業振興計画など、ほかの施策と連動するようにしたものでございます。

その下、数値目標（KPI）につきましては、計画期間の最終年度、令和9年度における目標値を設定しまして、進捗管理につきましては、毎年1回、高知県建設業活性化検証委員会に御報告をいたしまして、検証と見直しを行うこととしております。なお、数値目標（KPI）の指標を今回の改定に合わせて見直しておりますので、主なものについて御説明させていただきます。

項目の人材確保策の一番上、建設業者アンケートで「技術者や技能労働者の若年層（35歳未満）の雇用ができていない」回答率につきましては、実際の雇用につながったかを把握するために、Ver. 3において設定しておりました「雇用したいが応募がない」という項目から変更をしております。

2つ下の高校生の就職者数に占める県内建設業への就職率につきましては、卒業生が年々減少していることから、人数を指標とすることは現実的ではないため、就職者数を就職率に。また、指標の下から4つ目、ICT活用工事の実施事業者数は、県内企業への浸透度合いを明確にするため、実施件数を実施事業者数に変更をしております。

資料右側の4取組につきましては、次のページ、建設業活性化プランVer. 3.1の取組状況にて説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。資料の上半分側に、2令和6年度の取組概要のうち、柱1人材確保策の強化につきまして、まず、児童生徒と保護者へのアプローチでは、出前授業の実施箇所数を昨年度の10土木事務所管内から今年度は全12土木事務所に拡大しております。先月末現在で11か所実施しまして、807人に参加をいただいております。土木工事1日体験、現場見学会は、高校生のみを対象としておりましたが、中学生にまで拡大をいたしまして、8月に県内3か所で開催をしております。高校生16名、中学生9名、保護者9名に参加いただいております。

次に右側、魅力発信の強化では、先月24日にこうち建設フェスタが高知県建設業協会の主催により開催され、大勢の方に御来場をいただき、建設重機やドローンの操縦体験、高校生クイズ大会などを通じて建設業の魅力などを発信いたしました。また、テレビ番組「かつお&さおりの建設あれこれ！」が今年度も作成されまして、建設ディレクターや担い手

の育成などをテーマに6回の放送を終えております。

次に左下、女性活躍の支援では、今年度から総合評価方式に「女性の担当技術者（資格不要）の配置」を、また、入札参加資格審査に「男性育休」を新たに評価項目として追加いたしました。

次に右2つ目、働きやすい労働環境整備では、週休2日制モデル工事を拡大するため、今年度から県発注の全ての工事を原則「発注者指定型」としております。

続きまして、右上の柱2建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」では、令和4年度にICT機器の導入補助を受けた事業者による生産性向上の事例を発表する現場見学会を、本年度はこれまでに6回開催し、96名の方に参加をいただきました。また、建設現場の生産性向上やICT技術に関する知識の習得を図るため、現場技術者を対象としたICT技術研修会や、経営者を対象としましたi-Construction講座などを開催し、207名の方に参加をいただいております。

令和7年度 of 取組につきまして、下段を御覧ください。まず左側、柱1人材確保策の強化につきましては、上から1つ目出前授業は、デジタル化が進む建設業のPR強化を図るよう授業内容の充実を予定しております。2つ目土木工事1日体験は、毎年夏休みに開催しておりますが、昨今の猛暑を考慮し夏休み以外での開催を検討するとともに、参加募集の周知拡大を図ってまいります。3つ目働き方改革支援研修は、建設事業者の女性活躍に関する理解促進を図るため、研修項目を追加する予定でございます。4つ目建設ディレクターの導入支援に係る補助金は、建設ディレクターとして働かれる方の年代が幅広いことを踏まえまして、現在34歳以下としている年齢制限を撤廃する方向で検討しております。

右側、柱2建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」について、1つ目、総合評価における評価項目「ICT活用工事の推進」は、今年度から新たな評価項目としており、ICT活用工事の実施件数が増加している状況を踏まえ、対象工事の拡大を検討しております。2つ目ICT活用工事は、本年度から試行しておりますICTの活用を必須とする工事の対象工種や発注件数を増やし、さらなる普及拡大を図ってまいります。最後に、人材育成の支援は、これまで実施してきたデジタル技術に関する研修の状況をSNS等で配信することで受講機会の拡大を図ってまいります。

1件目の報告につきましては以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 働きやすい労働環境整備の取組で週休2日制モデル工事の拡大なんですが、これよく、土木の会社では、いわゆる月給制と言われる方、有給休暇を持っている方、それから1日幾らで、出た分だけ月給で払うように、作業班はほとんどなっております。ある作業員が、週休2日制になることは、自分たちが日を詰めて給料をもらっているのが、今まで24日働きよったのが、仮に20日になったら、この4日分が、賃金上乘せで上げてく



れるんやったらいろいろできるけれども、その分減ってしまうと、環境がよくなっても、いわゆる所得、入るお金が少なくなってしまう話も聞きます。県としてこういう活性化プランをつくり、やっていくときに、会社に対しては、そういうところの話はされているんですか。例えば2日制になることによっても、従業員の方の賃金が下がらないような仕組みづくりについては指導されておるのか、その辺はどうなんですか。

◎小笠原土木政策課長 4月の業務概要委員会でも同じ御質問を頂きまして、十分にお答えできずに申し訳ありません。日給月給制の従業員につきましては、県としては、日給から月給のほうに変えていただくようお願いをしているところでございます。それと、この秋に建設業協会を通じてアンケートを取りました内容では、日給制から月給制に変えている事業者が増えてきております。今働かれている方の月の収入としたら、委員が御指摘のところはあろうかと思えますけれども、今働かれている方の働き方改革、そして働き続けていく環境を整えることも必要だと思えますし、担い手の確保も重要でございます。担い手の確保と申しますと、これから就職をする方は既に週休2日の中で学生生活を送ってきていることも踏まえまして、週休2日制で働ける職場を求めていくのが当然になろうかと思えますので、この取組は業界と一緒にしていく必要があると認識しております。

◎上治委員 よくいう正規、非正規ではないんですけれども、日給制の人たちを、月給制に移行することによって安定した収入として、建設業界もちゃんとした状況の業種であることをPRしていくんだったら、県内のA等級だけではなくて、B、Cの等級にも普及していくようにお願いします。

◎橋本委員 外国人についてなんですけれども、技能実習制度から育成就労制度に変わるのが2027年だったのですかね。その移行期間が2030年までであるということで、業界ではどういうふうに整理をする形になりますか。

◎小笠原土木政策課長 外国人材の育成就労制度に制度が変わりますけれども、そこは建設業に限らず全体的なことになろうかと考えています。その制度説明を、年明けに予定しているところですし、そこでの外国人材の活用の相談ブースも設けますので、そこでどういったニーズ、問題点があるかを把握していこうと考えています。

◎橋本委員 少しまだ時間がありますので、ぜひそういう対応をしなければ、どっちにしても外国人の流動化が始まってしまいますので。技能実習はそこに固定ですけれども、流動化が始まって外国人材の奪い合いが起こってくることは、必定じゃないのかなと思ってます。それと、もう一つは、特定技能とか高度人材についての考え方もしっかり持って、建設業界も対応していかなければ、おのずとグローバルな社会になってきますので。生産人口が減っていく中で、外国人は非常に大事なツールとして考えていくべきなので、よろしく対応をしていただきたいと思います。逆に言うと、外国人を100人以上増やすわけでしょ。いろんな技術的なものも含めて多分その中身もかなりグレードアップするだろうと思うん

ですよ。そういう形で外国人材についても、ぜひとも早くから高知県も向き合っていかないと、厳しいかなと思うところはあります。

◎土森委員長 質疑を終わります。

次に、第7回高知県談合防止対策検討委員会について、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 続きまして、第7回高知県談合防止対策検討委員会の概要につきまして御報告させていただきます。

4ページをお願いいたします。委託業務における談合事案につきましては、学識経験者等で構成する談合防止対策検討委員会を令和4年12月に立ち上げまして、今年1月までに6回の議論を重ねていただいたところでございます。今年の2月には検討委員会において談合防止対策が取りまとめられまして、入札制度の見直しとペナルティーの強化の大きく2点を柱とします報告書を知事に手交いただいております。先月25日に第7回談合防止対策検討委員会を開催しまして、報告書において、今後取り組むべき談合防止策として頂いた御意見について、今年度からの取組状況などを御報告し、御意見を頂いております。

5ページをお願いします。5ページには検討委員会からの報告書に対する取組について、概要版として内容をまとめております。まず、入札制度の見直しについてでございます。

意見1 委託業務における総合評価方式の導入につきましては、令和6年4月1日から委託業務に総合評価方式を導入しております。これは価格だけではなく、技術力も評価することにより、品質確保を目指すもので、現在対象としております委託業務は500万円以上の地質調査業務と1,500万円以上の土木系コンサルタント業務、測量業務、そのほかに所属長が必要と判断した業務でございます。将来的には入札案件の半数で総合評価方式を用いるよう、段階的に対象事業の金額を引き下げる方針でございます。

意見2 予定価格の事後公表の拡大につきましては、今年度から事後公表の対象を予定価格2,500万円から500万円以上に拡大して運用をしております。

意見3 コンプライアンス基本方針の策定につきましては、令和6・7年度の入札参加資格審査から測量・建設コンサルタントなどの業務に参加する事業者に対しまして、コンプライアンス基本方針の策定を義務づけております。来年10月から行います令和8・9年度の審査においては、事業者が策定した基本方針に基づいた取組状況を確認することとしております。

6ページをお願いいたします。ペナルティーの強化についてでございます。

意見1 委託業務における違約金、賠償金の増額につきましては、令和6年4月1日以降の契約から違約金を10%から20%に引き上げております。

意見2 指名停止期間の見直しにつきましては、立入検査前に自主申告した事業者への指名停止期間の短縮を令和6年4月1日から適用しております。具体的には、最初に自主申告した事業者は標準の12か月を2分の1減じた6か月とし、自浄作用を促進するインセン

タイプとしております。さらに、その事業者につきましては課徴金減免制度の適用がされることを踏まえ、6か月をさらに2分の1減じまして、最終的に3か月とします。

以上の取組に対して委員から御意見を頂いております。

7ページの会議要旨を御覧ください。中ほどに、4主な意見について記載しております通り、総合評価方式の導入につきましては、その効果を把握するために落札率などを継続して把握、検証していくこと、また、評価項目は妥当であるところ、必要に応じて改定を検討していくこととの御意見を。コンプライアンスの確立につきましては、事業者が策定した基本方針による取組を確認することが重要との御意見を頂いております。県としましては、談合防止対策検討委員会の委員の任期を令和6年12月7日までとしており、第7回をもって委員会を終了しますことから、頂いた御意見を総合評価委員会や入札・契約監視委員会に引き継ぐこととしており、また、建設業界からの御意見も頂きながら、引き続き入札結果の分析と検証を行い、必要に応じ、入札制度の改定に取り組んでまいります。なお、令和7年度の入札制度の改定につきましては、2月の委員会にて御報告を予定しております。

土木政策課からの報告は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

これで土木部を終わります。

#### 《採決》

◎土森委員長 それでは、これより採決を行います。今回は議案数15件で、予算議案5件、条例その他議案10件であります。

それでは、採決を行いたいと思います。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第2号「令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第10号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第16号「高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第19号「高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

続きまして、第20号「高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

続きまして、第21号「高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第22号「高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は、全会一致をもって原案どお

り可決することに決しました。

第24号「高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第25号「国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第25号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第26号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第26号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第35号「令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第35号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第37号「令和6年度高知県流域下水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第37号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《請願審査》

◎土森委員長 次に、請願について審査を行います。請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

◎ もう出尽くしたろう。

◎ 切れたね。

◎ 出尽くしたとは思いますが、やはり危険を伴う、この中身を何とか思いとどまって、もう一度、元に戻してほしいという請願については大切に取り扱いすべきだと思いますので、ぜひとも皆さんに推していただきたいと思います。

◎土森委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第4号の請願を採決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手少数であります。よって、本請願は、不採択とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日17日火曜日の委員会は休会とし、18日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎土森委員長 これで本日の委員会を閉会いたします。本日はこれで散会いたします。

(15時57分閉会)